



国税庁
レポート
2004

納税者の皆様へ

国税庁は、発足以来、納税義務の履行を適切かつ円滑に実現するという使命を達成するため、税務行政を推進して参りました。特に、平成13年(2001年)の中央省庁等改革を契機として、担当する事務について、実施基準などのルールを定め、公表いたしました。また、あわせて、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することになりました。

こうした改革は、税務行政が納税者である国民の皆様から負託されたものであるという基本的認識に立って、

国税庁の使命、実績目標、施策等を国民の皆様に対して明らかにし、説明責任を果たすこと

事務全般について、客観的に実績を評価することにより、効率的で質が高く、時代の要請に合った行政を目指すこと

仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的としたものです。

現在、税務行政の改革は着実に進展しています。例えば、新たに「納税者満足度」という指標を設定しました。これは、税務署など税務行政の第一線で、納税者満足度を測定し、その結果を評価することにより、納税者に対するサービスの質の向上を図り、事務を改善しようというものです。

また、経済活動の国際化や高度情報化に伴い、経済取引が複雑化しています。国際的な租税回避スキーム*1やタックス・シェルター*2等を利用した悪質な脱税や、インターネットを通じた電子商取引による脱税などに対しては、専門の組織を設置して厳しく対応しています。

この国税庁レポート2004は、このような国税庁の取組みについて、納税者に分かりやすく説明するために新たに作成したものです。編集に当たっては、

国税庁は今後どのような方針で税務行政を推進しようとしているのか

現在の税務行政で改善すべき点は何か

といったことに重点を置くように心掛けました。

とはいえ、初めての試みでもあり、十分意を尽くせぬ点や今後追加すべき点が多々あると思われまます。お気付きの点について、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にご意見・ご叱正を賜ればありがたく存じます。

申告納税制度の下で、納税者が自発的に、かつ適正に納税義務を履行していただけることが、国税庁の使命を達成することになります。この国税庁レポート2004が納税者の納税に対するご理解を深める一助になれば幸いです。



平成16年(2004年)6月
国税庁長官 寺澤 辰磨

*1 取引を行うに際して、課税上の取扱いを変更するために法的形式を創出すること及び各国の税制の違いや租税条約を利用することなどにより不当に税負担を逃れようとする行為などを「租税回避スキーム」といいます。

*2 課税上の取扱いを変更することを目的とする取引を定型化し、それに投資商品等の装いをほどこして納税者に販売されているものを「タックス・シェルター」といいます。

国税庁 レポート 2004

C O N T E N T S



納税者の皆様へ ————— 1

国税庁の使命 ————— 3

- 1. 理解と信頼 ————— 4
- 2. 実績の評価 ————— 5
- 3. 情報公開 ————— 6

申告納税制度 ————— 9

- 1. 納税者サービス 広報・相談・情報提供 ————— 10
 - 租税教育
 - 説明会
 - 税務相談室における税務相談
 - 事前照会への回答
- 2. 納税者サービス 確定申告における利便性の向上 — 13
 - 自書申告の推進
 - タッチパネル
 - 申告書作成コーナー
 - e-Tax
 - 閉庁日における申告相談の実施
- 3. 的確な指導と調査 ————— 17
 - 資料情報
 - 的確な指導の実施
 - 悪質な納税者に対する厳正な対応
 - 広域的に事業展開する企業グループへの対応
 - 国際的租税回避スキームへの対応
 - 移転価格問題への対応
 - IT化への対応(電子商取引への対応)
 - 査察
- 4. 確実な税金の納付 ————— 25
 - 自主納付態勢の確立
 - 滞納圧縮への取組み
 - 納税コールセンター
 - 効率的な債権債務の管理
- 5. 関係民間団体との協調 ————— 28
 - 税理士
 - 関係民間団体

権利救済 ————— 31

- 異議申立て
- 審査請求
- 訴訟
- 権利救済の状況

酒類行政の取組み ————— 35

- 免許の厳正・的確な審査
- 社会的な要請への対応
- 公正な取引環境の整備
- 経営活性化支援等

将来に向けた取組み ————— 37

- 1. 改正消費税への対応 ————— 37
- 2. 国際化時代の税務行政 ————— 38
 - 共通の課税ルールの整備
 - 国際的な二重課税の防止
 - 国際的な租税回避への対応
 - 開発途上国に対する知的支援

資料編 ————— 43

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を、
適正かつ円滑に実現します。

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、さまざまな行政活動を行っています。そして、その活動のために必要な経費をまかなう財源が税金です。日本国憲法が国民の義務の一つとして納税の義務を定め、国税庁が税金を徴収する権限を与えられているのは、公共サービスを税金によって円滑に提供するためです。

国税庁は、この納税者から負託された責務を果たすために、納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することを使命としています。

そこで、国税庁は、租税教育をはじめ、租税制度から租税収入状況まで幅広く伝える広報活動、納税

者が必要とする情報の提供など、あらゆる納税者サービスの充実を図り、納税者が納税義務を理解し、実行することを支援します。

一方、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対しては、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正し、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように努力しています。

国税庁は、このような納税者サービスの充実と的確な指導、調査の実施により、その責務について、納税者である国民の皆様の理解と信頼を得ることが重要であると考えています。

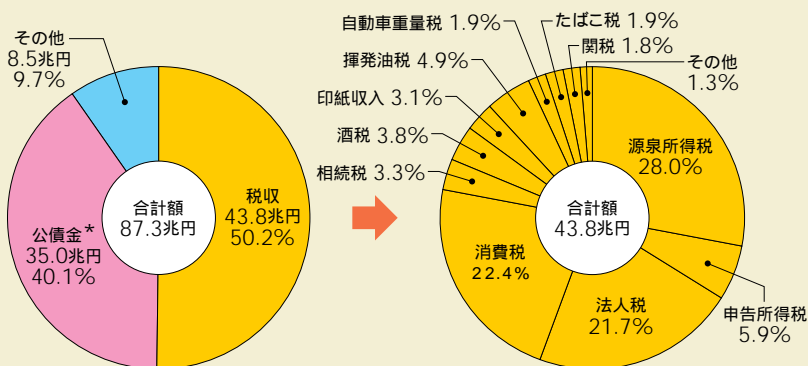
【国の収入と税】

平成14年度(2002年度)の国の収入(一般会計歳入)は年間87兆3,000億円です。そのうち43兆8,000億円が税による収入で、そこから税関や郵政事業庁(現日本郵政公社)からの税収・印紙収入分を除くと、国税組織の税

収分は38兆6,000億円となります。つまり、国税庁は税による収入のおよそ88%を徴収していることとなります。

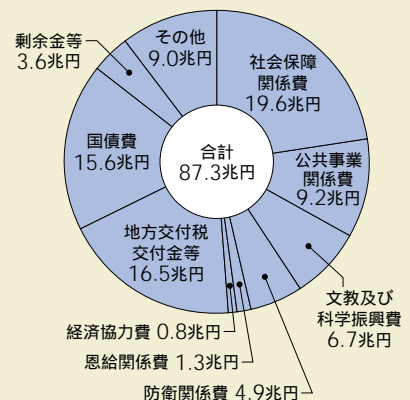
また、所得税、法人税、消費税で税収分の約80%を占めています。

【国の収入(一般会計歳入)】平成14年度(2002年度)一般会計歳入(決算額)



* 公債金は、公共事業費などをまかなうために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、すべてが将来返さなければならない借入金です。

【国の歳出】平成14年度(2002年度)歳出(決算)



1. 理解と信頼

国税庁の責務について、納税者の理解と信頼を得るためには、徴税権の行使(税務行政)を適正・公平に行い、その説明責任を十分に果たすことが不可欠です。日々の業務は、納税者の権利の保護、職員の守秘義務の遵守、納税者への専門的で丁寧な応接や適切な支援などに十分配慮し、さらに、納税者と

の意思疎通を図りつつ、公正かつ公平に事務を行います。また、納税者の納税に関するさまざまな負担を最小限にするとともに、可能な限り良質なサービスを提供することによって、納税者の満足度を高めるよう努力しています。

【プライバシーの保護】

税金の計算においては、収入や売上、経費の支払いなど納税者のプライバシーに触れる情報が必要となります。また、税務調査では、取引先に関する情報なども必要となる場合があります。こうした納税者のプライバシーや情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなります。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を

漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役または3万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役または30万円以下の罰金)が課されることとなっています。また、この罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する研修を行っています。



納税者へ専門的で丁寧なサービスを提供



2. 実績の評価

国税庁が責務を十分かつ効率的に果たしているかどうかを判断していただく一つの手法として、事務年度(7月～翌年6月)ごとに、実績目標を設定し、それを達成するための9つの業績目標を掲げています。また、その達成度などを測るため、「来署納税者の好感度」や「所得税還付金の6週間以内の処理件数割合」といった64の業績指標などを設定し、公表もしています。

また、毎事務年度終了後、達成すべき目標に対する実績については、実績の評価書を作成、公表するとともに、今後の施策等に反映するようにしています。この実績の評価については、客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」での各民間委員の意見を反映しています。

さらに、これらの実績の評価のほか、全国で2,790人の国税モニター^{*3}からの意見や国税庁ホームペー

ジの「ご意見・ご要望」欄などに、広く国民各層から寄せられた要望を集約し、納税者サービスの充実に努めています。

例えば、従来、納税証明書を交付請求する場合には収入印紙を持参しなければなりませんでしたが、これを改善してほしいとの声があり、平成16年(2004年)1月19日から、全国の国税局(沖縄国税事務所)や税務署の窓口において、収入印紙に加えて現金での納付ができるようにしました。

また、平成15年度(2003年度)から新たに始めたインターネットを利用した申告(e-Tax)や、平成15年分(2003年分)の確定申告期に試行として実施した閉庁日における申告相談について、アンケート調査を実施するなど、国税庁の施策についての納税者の評価を把握し、今後の施策の充実や改善などに役立てるよう努めています。

【国税庁の予算と定員】

平成15年度(2003年度)の国税庁予算額は7,232億円で、その大半を人件費が占めています。近年はKSKシステム(国税総合管理システム)をはじめ、IT関連費の比率が高まっていて、特に事務の効率化や納税者サービスの向上に重点を置いています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年(1989年)に消費税が導入されたこと等に伴い定員が増加しましたが、平成9年(1997年)をピークに減少し、平成15年度(2003年度)末現在では5万6,315人となっています。

(単位:人、千件、%)

年度	昭和50年(1975年)	平成9年(1997年)	平成15年(2003年)	(参考)平成15年/昭和50年
定員	52,440	57,202	56,315	107.4
① 所得税確定申告数	7,327	20,023	(20,873)	284.9
② 法人数	1,482	2,793	(2,896)	195.4
③ 物品税課税場数	117	-	-	-
④ 消費税課税事業者数	-	2,521	(2,237)	-
① + ② + ③ + ④	8,926	25,337	26,006	291.4

(注)・ は消費税課税事業者等届出書提出件数です。
 ・ かっこ書きは平成14年(2002年)計数です。
 ・ (参考)は、昭和50年(1975年)を100とした時の平成15年(2003年)の数値です。

*3 国税モニターは、主婦や会社役員、教育関係者など幅広い分野の方々をお願いしており、税務行政に関するご意見やご要望などを聴きしています。

3. 情報公開

情報公開法は、行政の透明性を高め、行政活動についての説明責任を果たすために導入されたものです。

この法律により、どなたでも、開示請求書に必要な事項を記載し、手数料を添えて国税庁、国税局や税務署の情報公開窓口へ提出するか送付して行政文書の開示を請求することができますようになりました。

国税庁が保有する行政文書には、相続税の計算に必要な路線価など公表されたもののほか、納税者のプライバシーに関するものなど、開示の請求に応えられないものも含まれています。情報公開は、税務行政が適正かつ公平に行われていることをご理解いた

だき、税務行政に対する信頼を高めるために有意義なものであると考えています。そこで国税庁は、国税局の窓口へ専門に担当する職員を配置して積極的に対応しています。

国税庁は、平成14年度(2002年度)に3万2,278件の開示請求を受け付けました。これは、全省庁に対する開示請求の約54%に当たります。

そして、国税庁が開示決定等をしたもののうち「全部開示」した割合は約94%、「全部開示」と「部分開示」を合計した割合は約99%であり、開示割合は非常に高いものとなっています。

【徴税のためのコスト】

税金を徴収するためにどれだけのコストがかかっているか(いわゆる徴税コスト)を見るために、国税庁の予算額と国税庁が取り扱う租税等から計算した、税収100円当たりの費用を一つの参考値として考えることができます。

この値は、昭和25年度(1950年度)は2.79円でしたが

経済成長により租税収入が著しく増加したことに伴い、平成2年度(1990年度)には0.90円まで低下しました。その後は、政策的な減税の実施や景気の影響により税収が減少し、一方、IT化のための経費が増加したことなどに伴い、平成15年度(2003年度)は1.78円となっています*4。



*4 平成15年度(2003年度)は当初予算額、そのほかは決算額に基づいて計算しています。

国税庁の使命

【KSKシステム】(国税総合管理システム)

KSKシステムは、全国12の国税局(沖縄国税事務所)と524の税務署をネットワークで結び、2万3,000あまりの端末機を利用して、職員がいつでも最新の情報をオンラインで利用できるシステムです。

このシステムには2,400万人(社)に及ぶ納税者から提出された各種税目に関する申告書、申請書、届出書のほか、銀行や郵便局で納税された記録や利子等の支払調書などの情報が入力されています。

このシステムの導入により、国税債権を一元的に管

理し、納税者別に整理された資料情報が活用できるなど、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化が図られています。また、納税証明書の15分以内の発行を目標として掲げることや納税者からの問い合わせに対して、端末で随時情報を参照しながらより迅速かつ確実に対応することができるようになり、納税者サービスの向上に役立っています。このほかにも、蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、調査や滞納処分の対象を選ぶ時にも役立っています。



KSKシステムを運用するセンターの様子

【税金豆辞典 1】

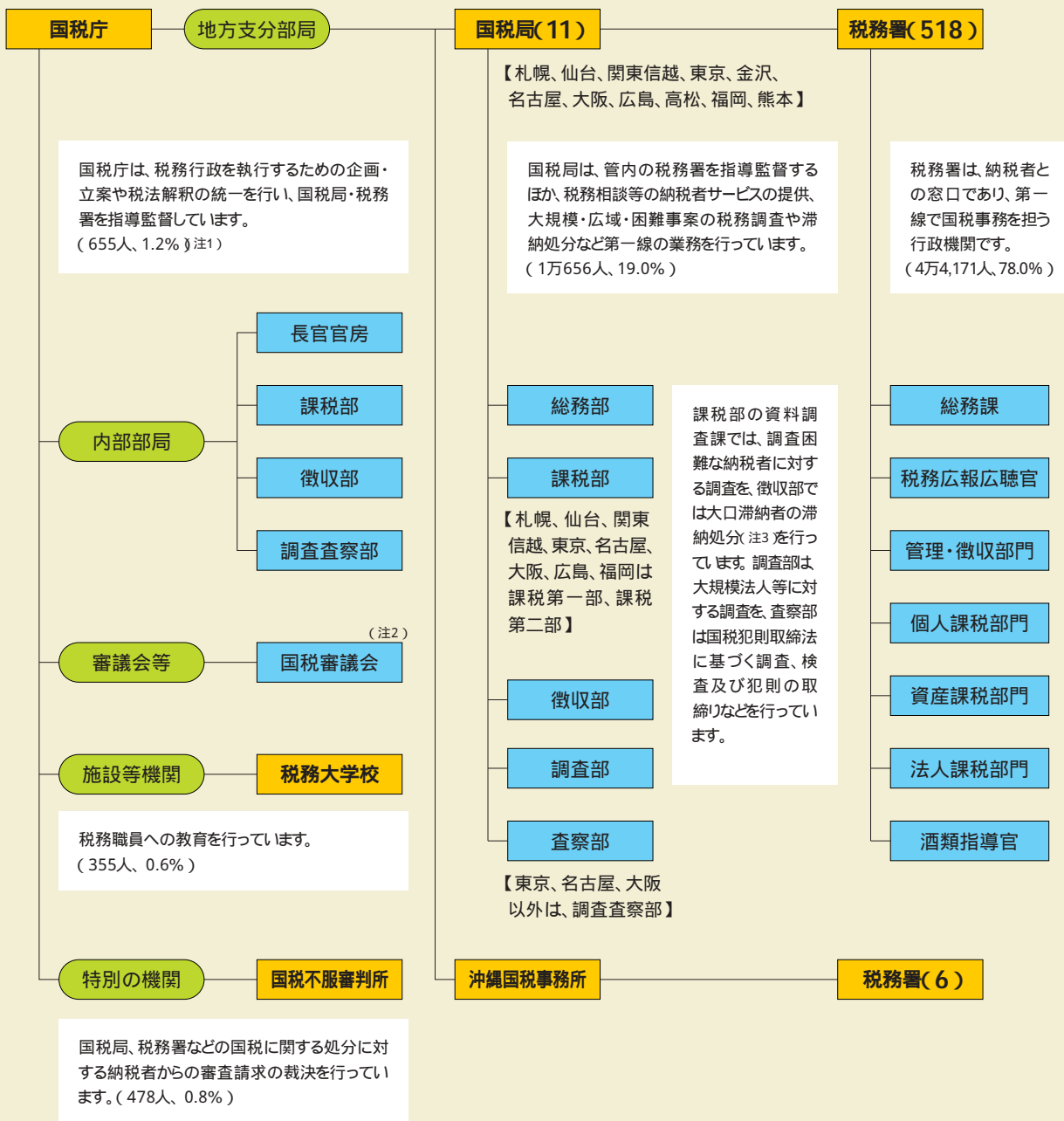
Q 税務署の「署」はなぜ「所」ではないの？

A 同じ公共機関でも、税務署のように「署」を使う場合と、市役所のように「所」を使う場合がありますが、法律で強い権限が認められている役所に「署」を使う

のが一般的です。例えば、税務署のほかに警察署、消防署、労働基準監督署に「署」が使われています。一方、市役所、保健所、公共職業安定所などには「所」が使われています。

【国税組織の機構】

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局(沖縄国税事務所)があり、全国524の税務署があります。



(注1) %は、定員に占める割合を示しています。

(注2) 国税審議会では、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、酒類の表示基準の制定等を審議しています。

(注3) 税金が納期限までに納付されないと、その税金は滞納となります。滞納となった場合には、国税の徴収を図るために納税者の財産を差押え、財産の公売や債権の取立てによって金銭に換え(換価)、この金銭を税金に充てる(配当)という手続きが行われます。この一連の手続きが滞納処分です。

申告納税制度

申告納税制度を支える二つの柱、
「納税者サービス」と「的確な指導と調査の実施」

国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

我が国においては、戦前は税務官署が所得を査定し、税額を告知するという賦課課税制度が採られていました。しかし、昭和22年(1947年)に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、すべての国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第

一に納税者が高い納税意識を持ち、法律に定められた納税義務を自発的に、かつ適正に履行すること(コンプライアンス 法令遵守)が必要です。そこで国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義や税法の知識、手続きについての広報活動や租税教育、税務相談、確定申告における利便性の向上など、さまざまな納税者サービスの充実に努めています。

そして第二に、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な指導と調査の実施が必要です。国税庁は、是正が必要な納税者に対して、的確な指導や調査を行うなど、適正かつ公平な課税が実現するよう努力しています。



自書申告の推進を図る税務署



申告相談の必要な納税者には、分かりやすいアドバイスを実施

【企業のコンプライアンス】

企業の中には、社会の一員として期待される責任に応え、社会との信頼関係をより強くするため、社内の企業行動指針を定め、対外的に公表したり、コンプライアンス委員会を社内に設置しているところがあります。企業には、事業に関する各種法令や社会的規範の遵守を推進し、事業の公正性を確保するよう積極的に対応することが要請されています。このような対応の一つに、

社会の一員として果たすべき責任として税法の遵守を取り上げている企業もあります。

企業経営者の方々には、納税が憲法に定められた国民の義務の一つであり、税法の遵守が最も基本的かつ重要なコンプライアンス項目であることを、より一層認識していただく必要があります。

1. 納税者サービス 広報・相談・情報提供

納税者に、自発的かつ適正に納税していただくためには、あらゆる機会を通じて、納税の義務をご理解いただくことが何よりも重要です。また、税に関する情報を提供したり、税に関する疑問に答えたりすることも大切であると考えています。

具体的には、納税者だけでなく広く国民各層に対して、税の意義や役割、税の仕組み等さまざまな情報を、各種の説明会や、テレビ^{*5}、ラジオ^{*6}、新聞^{*7}のほか、税務署や市町村の窓口に用意したパンフレットといった、各種広報媒体を通して提供しています。また、最近では国税庁のホームページで、税に関する情報を公開するなど、税に対する知識が得られやすい環境の整備に努めています。

しかし、国税の広報に関するアンケート調査による

と、納税者の広報活動に関する評価はまだ十分とはいええない状況にあります。このため、今後の広報については、

納税者が知りたい情報をいつでも必要な時に入手できること

納税者が必要な情報を税務署に行かなくても入手できること

広報の内容が納税者の視点に立った分かりやすい表現であること

納税者の意見を広報に反映させていくこと

職員が広報の目的等について十分理解し、統一的な広報を行うこと

といった目標を立て、実施していきます。

租税教育

将来の日本を支える児童・生徒に対して、税金や納税の意味、役割などについて知識を深めてもらうため、学校教育の授業の中に租税教育が組み込まれるよう教育関係者に働きかけています。

具体的には、国、地方公共団体、教育関係者からなる租税教育推進協議会などを設置し、租税教室の開催や租税教育用副教材等を作成・配付することにより、租税教育を推進しています。また、税務署見学や税の体験学習を希望する学校のために、租税教育専用の常設施設を一部の税務署に設置しています。例えば、東京上野税務署にある「タックススペースUENO（税の体験学習コーナー）」では、児童・生徒が自ら税に関する課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てる場を設けています。

テレビ番組「ご存じですか
～暮らしの税情報」



東京上野税務署にある「タックススペースUENO」

*5 定時テレビ番組は「ご存じですか～暮らしの税情報（隔週木曜日11時25分～11時30分）」などがあります。

*6 定時ラジオ番組は「牟田悌三・あなたのための税金相談（毎週日曜日8時20分～8時30分）」があります。

*7 所得税の確定申告期には、申告期限を知らせるための新聞記事を掲載するなどの広報をしています。

申告納税制度

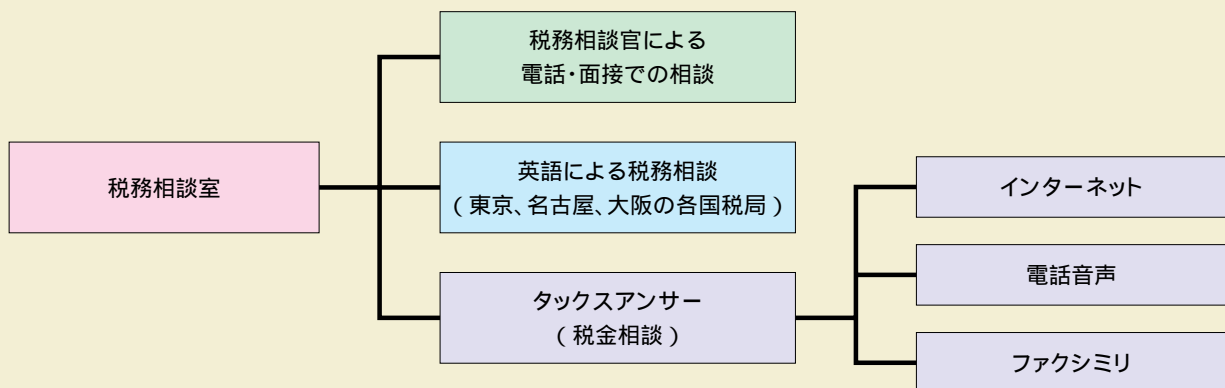
説明会

国税庁は、税制改正の内容などを納税者に伝えて、理解を深めていただくための説明会を実施しています。全国の税務署において、確定申告や青色申告を行う方の決算書作成のための説明会、源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関する情報提供を行うためのさまざまな説明会を開催しています。税に関する手続きを行う上で必要な情報が、必要な時期に提供できるよう、それぞれの説明会を適時に開催しています。

税務相談室における税務相談

国税庁は、これまで納税者の税に関する疑問に答えるため、税務全般について経験豊かな税務相談官などが、主に対応してきました。また、東京、名古屋、大阪の各国税局の税務相談室には、外国人のための英語による税務相談窓口を設けています。税務相談室における電話・面接による相談に加え、インターネット、電話音声・ファクシミリによる情報提供「タックスアンサー（税金相談）」も行っています。インターネットURLは「<http://www.taxanswer.nta.go.jp>」です。電話音声・ファクシミリの電話番号やコード表は、お近くの税務署・市区町村の窓口で入手できます。

【税務相談の種類】



【各種説明会の開催回数・参加人員】

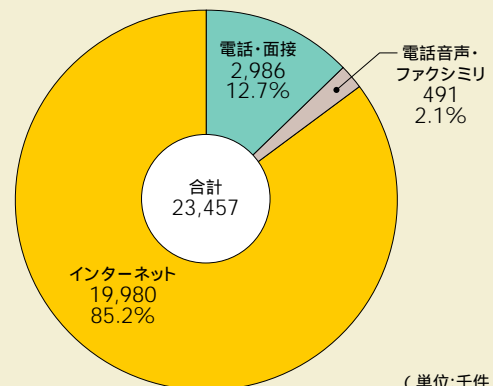
(平成15事務年度 2003事務年度 上半期)

(単位:回、千人)

	各種説明会	うち 改正消費税法説明会
開催回数	20,871	5,487
参加人員	1,318	203

【税務相談室における税務相談の状況】

(平成15年度 2003年度)





インターネットによるタックスアンサー（税金相談）

事前照会への回答

国税庁は、通達の公表や税務相談室における税務相談などを通じて、一般的な税法の解釈・取扱いについての情報を提供しています。また、納税者が実際に行う取引への税法の具体的な適用について不明な点がある場合には、税務署などに事前に問い合わせすれば口頭で回答しています。

平成13年(2001年)9月からは、多数の納税者から同様の照会がなされることが予想され、他の納税者の参考にもなる場合には文書で回答し、その内容を公表しています。

この文書回答手続きの対象となる範囲については、これまで、前述のような多数の納税者から同様の照会が予想されるものに限定していましたが、平成16年(2004年)3月からは、この要件を緩和して、文書回答手続きを利用しやすくしました。

こうした納税者サービスの充実に対応するために、さまざまな取引に関する税務上の取扱いを専門的に審理する部門として各国税局に審理課・審理官を設置するなど、審理体制の一層の充実を図り、各種の照会へ迅速に対応します。

2. 納税者サービス 確定申告における利便性の向上

所得税の確定申告を行う納税者数は、平成15年分(2003年分)の申告では2,000万人を超え、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。特に、還付申告者数は、1,000万人を超え、確定申告の半数以上を占めています。

自書申告の推進

自書申告とは、納税者が自ら申告書を記入、作成して、税務署に提出することです。申告納税制度の原則からいっても、納税者が税の仕組みを理解し、自ら納税することは非常に重要であり、申告相談の際にも自書申告をすすめています。自書申告を一層定着させるため、平成13年分(2001年分)の確定申告から申告書の様式を全面的に改訂し、記載事項を簡素化しました。

また、後述するタッチパネルや国税庁ホームページ

国税庁は、所得税の申告者数の増加、多様化に対応して、納税者の満足度を高めるため、申告に関連するコストをできるだけ小さくするとともに、従来にない良質なサービスを提供するように工夫しています。

上の申告書作成コーナー、e-Taxの導入等、自書申告を容易にするためのさまざまな工夫を積極的に行っています。

今後、確定申告の件数が一層増加することが見込まれていますが、より多くの納税者が自発的かつ適正に確定申告を行えるようになることは、限られた定員で申告事務を効率的に処理し、徴税コストを抑制するために重要なことであり、他方、申告相談の必要な納税者には、より満足度を高めていただけることとなります。

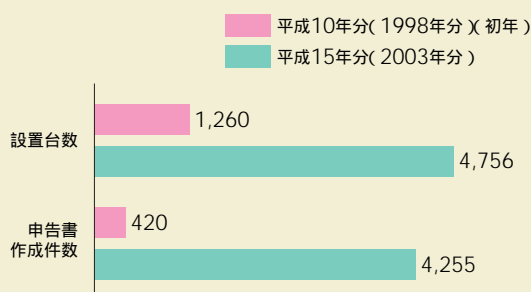
タッチパネル

税務署に設置しているタッチパネル方式による自動申告書作成機は、銀行のATMのように画面上の表示に従ってパネルに触れていけば、簡単に申告書が作成できるものです。タッチパネルの計算機能を利用すれば、所得や税額の計算方法が分からない方でも、簡単に申告書を作成することができます。タッチパネルは、今や税務署における自書申告の中心的な手段

となっており、相談窓口の混雑緩和を含め、納税者サービスの向上につながっています。

タッチパネルは、平成10年分(1998年分)の確定申告期から導入し、初年度は全国に設置した1,260台のタッチパネルで42万件の申告書が作成されました。平成15年分(2003年分)の確定申告期には設置台数も4,756台に増え、申告書の作成件数は426万件(申告書全体の約2割)に達しています。

【タッチパネル利用件数の推移】(単位:台、千件)



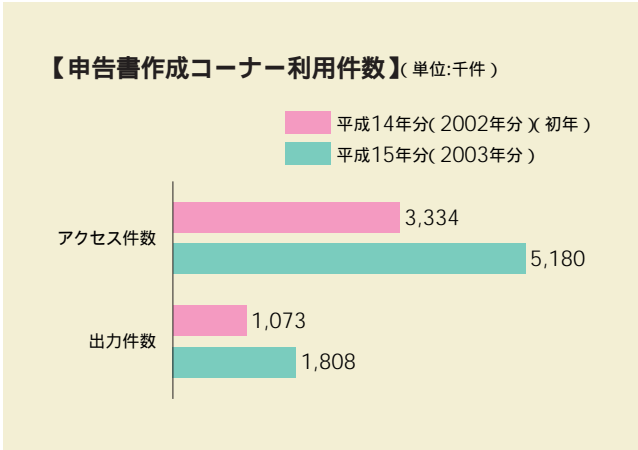
税務署に設置されたタッチパネル方式による自動申告書作成機

申告書作成コーナー

所得税の申告書作成コーナーは、自宅などに居ながらにして、国税庁のホームページ上で、申告書を作成できるシステムです。パソコンの画面上に表示された手順に従って入力すれば、所得や税額が自動的に計算された申告書が作成できます。パソコンに接続したカラープリンターで印刷すると、申告書としてそのまま提出できます。提出については、税務署に直接提出することも、送付することもできます。

このコーナーは、パソコンやインターネットの普及に対応した確定申告の方法であり、その利用件数は、スタートした平成14年分(2002年分)の確定申告期に約333万件のアクセスと約107万件の出力がありました。

2年目の平成15年分(2003年分)の確定申告期は、納税者から寄せられたご意見やご要望を受けて、入力したデータの一時的な保存や、作成できる申告書の種類を増やすなどの機能を追加しました。1週間の運用停止というトラブルがあり、納税者にご迷惑を



お掛けしましたが、利用件数は着実に伸び、約518万件のアクセスと約181万件の出力がありました。

家庭へのパソコンやインターネットの普及割合から見れば、もっと利用件数が伸びる余地があると考えます。このため、申告書作成コーナーについては、一層の改善に努め、もっと使いやすいものにしていきたいと考えています。



平成15年分確定申告ポスター



国税庁ホームページ上の申告書作成コーナー

申告納税制度

e-Tax

e-Taxは、申告や納税をオンラインで行えるシステムで、ITの活用による行政手続きの簡素化、効率化を目指す電子政府構築計画*⁸の一環として、開発に取り組んできたものです。平成16年(2004年)2月から名古屋国税局において、所得税、消費税(個人分)の申告について運用を開始し、3月から法人税の申告と全税目の納税に使えるようにしました。さらに、6月には全国で利用できるようにし、システムの安定的な稼働を最優先に、段階的に利用者や業務を拡大してきました。

e-Taxにより、申告や申請を自宅のパソコンから送信できるようになっただけでなく、銀行や税務署の窓口で現金と納付書を持参しなければならなかった納付手続きも、自宅のパソコンからインターネットバンキ

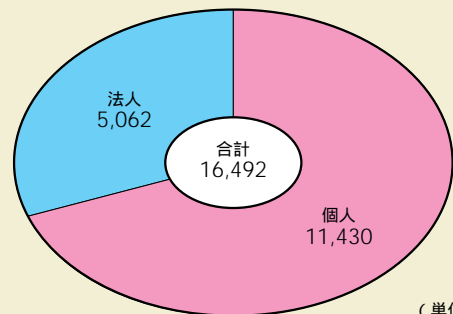
ングなどを利用して行えるようになりました。なお、e-Taxは、納税者の権利・義務に大きな影響を与えるものであり、税務情報という個人情報が含まれているため、納税者の信頼を得られるよう最善の策を実施しています。

e-Taxの利用に当たっては、事前に開始届出書を提出する必要があること、各種の証明書や領収書など、一部の添付書類については税務署に別途送付、もしくは持参する必要があることなど、まだまだ納税者にご満足いただける水準に達していない点もあります。今後も、システムの安全性に十分に配慮しつつ、納税者の満足度が向上するよう改善し、平成18年度(2006年度)におおむね130万件(申告などの5%程度)を目安として利用件数の拡大に努力したいと考えています。



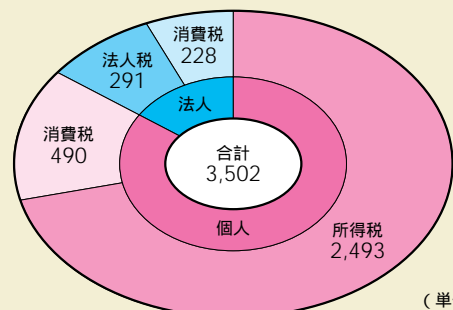
【e-Tax開始届出書提出件数】

(平成16年 2004年 5月31日現在)



【e-Taxを利用した申告件数】

(平成16年 2004年 5月31日現在)



*⁸ IT技術を行政分野に活用して、業務や制度を見直し、国民の利便性の向上や行政の簡素化、効率化などを図るために、平成15年(2003年)7月にIT戦略本部(総理大臣とすべての国務大臣を構成員とする組織)で決定されたものです。

閉庁日における申告相談の実施

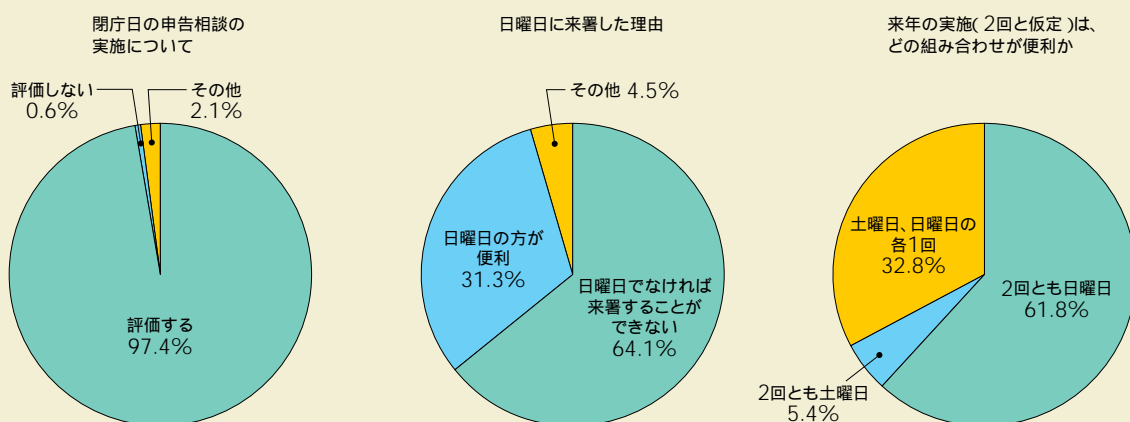
社会経済情勢の大きな変化を受けて、就業者に占める給与所得者の割合が3分の2を超え、さらに医者や弁護士等の専門職が増加する中で、「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という要望がより強くなりました。

そこで、平成15年分(2003年分)の確定申告において、確定申告期としては初めて、平成16年(2004年)2月の日曜日に2回、閉庁日における申告相談の要望がより強いと思われる全国248の税務署で確定申告

の相談・申告書の受付けなどを行いました。2日間とも平日並みの納税者が相談のため税務署に来られましたが、特に首都圏の住宅地域の税務署では、平日の120～140%の利用がありました。利用された納税者からは好意的な声を寄せていただき、高い評価が得られました。

今後の対応については、平成15年分(2003年分)の実績を十分検討して、平成16年分(2004年分)の確定申告までに公表したいと考えています。

【閉庁日対応のアンケート結果】



【税金豆辞典 2】

Q 毎年1月になると「確定申告はお早めに」との言葉を聞きますが、確定申告の「確定」とはどのような意味でしょうか？

A 申告納税制度が導入された当時は、その年の所得

の予定額をあらかじめ申告(予定申告)しておき、翌年に最終的な所得額を確定して申告するという制度であったため、予定申告に対して、確定申告という言葉が使われました。

3. 的確な指導と調査

国税庁は、適正かつ公平な課税の観点から、税金の申告・納付に関する的確な指導を行い、特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、さまざまな角度から厳正な調査を実施するよう努めて

います。具体的には、KSKシステムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容などを、業種・業態・規模別といった観点から分析して、調査対象を選定しています。

資料情報

国税庁は、現在、年間1億3,000万件程度の資料情報を収集し、これらの情報と申告に関係するデータを合わせて一元的にKSKシステムで管理し、的確な指導や税務調査に活用しています。

近年の経済取引の広域化、国際化、高度情報化などに対応するため、新しい取引形態に関する資料情報を積極的に収集し、開発しています。例えば、

最近では、国際化の進展に伴う海外との取引の増加に対応し、海外の税務当局との間で情報交換を積極的に行い、海外取引に関する申告の内容の点検に活用しています。

また、収集した資料情報のうち、裏取引や架空取引などを裏付ける情報や、個人や法人間の取引などに関する個別情報などは、調査に役立てています。

的確な指導の実施

税務署は、申告が正しく行われているか、行った申告の内容が適切かどうかなど、資料情報などに基づいて点検を行っています。その結果、申告していないことや申告内容に誤りがあることが分かった場合

には、電話や文書で修正申告などを求めます。これらに応じていただけない場合は、税務署長の権限により、更正^{*9}や決定^{*10}を行っています。

このような納税者との簡易な接触件数は、個人課税部門では年間約70万件に及んでいます。

【地方税当局との協力】

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがあることから、納税者の申告手続きの簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税(当局)と地方税(当局)との間で緊密な連携を図っています。

例えば、制度面では、所得税の申告をした納税者は、地方税である個人事業税や個人住民税の申告をしなくても済みます。また、消費税と地方消費税の申告等も同一の手続きで行うことができます。執行面では、多く

の市区町村で所得税の申告の相談などを行っています。このほか、国税当局と地方税当局が共同して、申告説明会の開催や税務広報を実施しています。

こうした執行面の相互協力は、国税当局と都道府県・市区町村の各地方税当局との協議に基づいて実施されていますが、現状では協力状況にかなり地域差があります。国税当局としては、都市部を中心とした地方税当局に対して、納税者サービスの向上のため、より緊密な相互協力関係を要請していきたいと考えています。

*9 「更正」とは、申告などにより既に確定している税額などが過大あるいは過少である時に、国税庁がその内容を変更するために行う手続きをいいます。

*10 「決定」とは、申告書を提出しなければならない者が、提出期限までに申告書を提出していないため、国税庁がその税額などを確定させるために行う手続きをいいます。

悪質な納税者に対する厳正な対応

申告納税制度を円滑に実施していくため、国税庁には税務調査を行う権限が与えられています。税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

平成14年分(2002年分)の申告所得税については、1件当たりの申告所得金額は554万円でしたが、調査で把握した申告漏れ所得金額は684万円となっています。法人税については、黒字申告1件当たりの申告所得金額は4,168万円でしたが、調査で把握した申

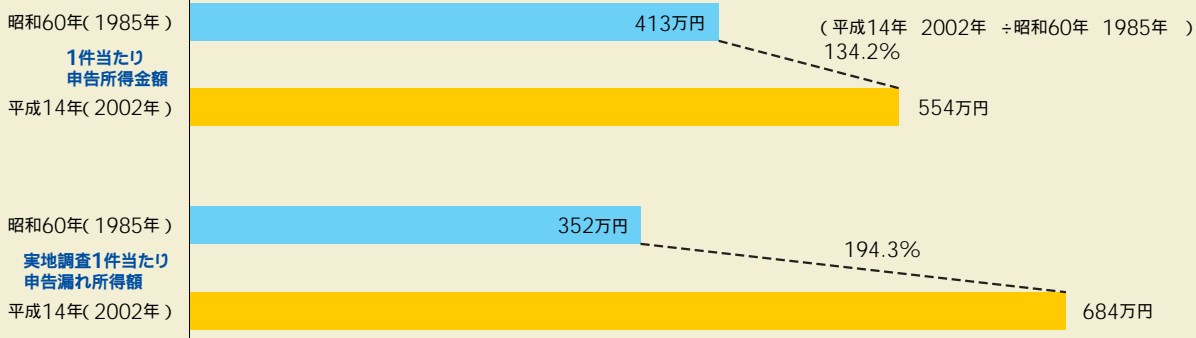
告漏れ所得金額は1,279万円となっています。これを昭和60年(1985年)の実績と比較すると、調査1件当たりの申告漏れ所得は増加傾向にあります。

その一方で、定員の制約や調査日数の長期化などにより調査件数は減少傾向にあります。

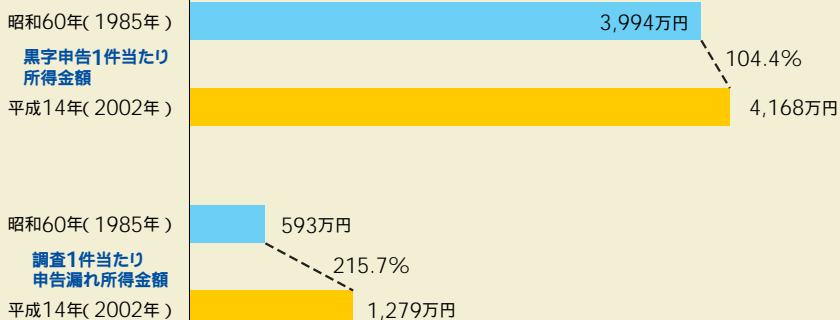
このような調査実績を踏まえると、できるだけ調査件数を確保していくことが適正・公平な課税のために不可欠であると考えられます。申告漏れのある納税者を的確に選定し、調査することにより、悪質な納税者等に絶えず監視の目を光らせることは、善良な納税者の納税意欲を高め、広い意味での納税者に対するサービスにつながるものと考えています。

【申告所得税・法人税の1件当たり申告所得金額と申告漏れ所得金額】

[所得税]



[法人税]



申告納税制度

【税務調査について】

税務調査の際には、調査担当者に日々の取引を記帳している帳簿書類を提示していただき、申告内容や帳簿などに関する質問に対して正確に説明していただければ、税務調査は迅速かつ円滑に進みます。

調査に際しては、納税者の都合をうかがうため、原則として、調査日時などをあらかじめ通知しています。この通知は、調査担当者が電話で行います。ただし、ありのままの事業実態等の確認を行う必要がある場合には、事前に通知は行っていません。なお、事前通知は、所

得税の調査で約8割、法人税の調査で約9割について実施しています。

また、調査を開始した場合は、納税者にかかる負担を少なくするため、できるだけ迅速に進めるよう努めています。

税務調査は、原則として、納税者本人の立会いの下に行います。また、納税者は、税務代理を委嘱した税理士を税務調査に立ち合わせることができます。

【調査結果に対する税務署の対応】

調査結果に対する税務署の対応は、申告内容に誤りが認められた場合とそうでない場合で異なります。

(1) 税務調査において申告内容に誤りが認められた場合は、納税者に申告の誤りの内容と納付すべき税額を説明します。

(2) 申告内容に誤りが認められなかった場合は、次のような対応をとります。

申告内容に誤りが認められず、かつ、指導事項もない時には、納税者に対して、「調査結果についてのお知らせ」という書面を送付します。

修正申告や期限後申告(修正申告等といいます)には至らないが、今後の申告や帳簿書類の備付け記録、保存に関して指導事項がある時には、その内容について説明します。また、税務調査が終了したことを明確に伝えます。

納税者が、修正申告等のすすめに応じていただけない場合には、税務署長が更正(申告をしている場合)や決定(無申告の場合)を行い、納税者のもとに更正通知書や決定通知書を送付します。

【税務調査や徴収時における納税者への対応】

税務調査や税金の徴収のために、職員が納税者の住居や事務所に向かう際には、写真入りの身分証明書などを提示して職員の身分と氏名を明らかにしています。

また、お話をうかがう場所についても、プライバシーを保護するために、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

【延滞税と加算税】

適正な申告や納付を確保するため、期限内に正しく申告や納付をしていない場合、延滞税がかかります。さらに過少申告加算税、無申告加算税、重加算税のいずれかがかかる場合があります。

延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年4.1%(平成16年 2004年 の場合) 金融情勢により変動することがあります。
	納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年14.6%

期限内の申告の有無	通常の場合	仮装等があった場合
期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税(10%または15%)	重加算税(35%)
期限内の申告がない場合	無申告加算税(15%)	重加算税(40%)



申告納税制度

広域的に事業展開する企業グループへの対応

企業は子会社や支店等を設立することによって幅広く事業展開を図っており、国税庁としては税務調査をどのように行うのが対応を迫られています。

企業グループを調査する場合、まず、グループの全貌を把握した上で、グループ間取引を利用して不正な税務処理等が行われていないか、十分な実態把握を行うことが非常に重要です。海外に設立された子会社等に関しては、国際課税上の問題を検討することが必要になってきます。また、子会社等の実態を十分に把握するためには、現地の経済情勢や地域とのつながりなども貴重な情報になります。

平成14年(2002年)8月から連結納税制度が導入さ

れましたが、連結申告を行っている法人グループも企業グループの一形態であり、こうしたグループ間取引の実態把握の必要性や現地情報の重要性などは基本的に同じです。

広域的に事業展開する企業グループや連結グループの調査に当たっては、親法人と調査必要度の高い子法人等について、全国の国税局・税務署のネットワークを活用して、緊密な連絡・調整を図りながら、全国規模で連携調査を行うなどの対応をとっています。

企業の事業展開の広域化は、国際化やIT化と並んで近年著しく進展しています。国税庁は、今後とも、企業グループや連結グループに対する調査を重要な課題の一つとして対応していきたいと考えています。

【連結納税制度】

我が国の企業の経営環境が大きく変化する中で、企業の競争力を確保し、企業活力が十分発揮できるよう、商法等において柔軟な企業再編を可能とするための法制等の整備が進められてきました。法人税法でも、平成13年度(2001年度)の税制改正で会社分割・合併等に関する税制の整備が行われました。さらに、企業がグループとしての事業活動を展開し、企業開示が連結財務諸表を中心として行われる中で、平成14年度(2002年度)の税制

改正で、連結納税制度が創設されました。

平成14年(2002年)8月から導入された連結納税制度は、企業グループをあたかも一つの法人として捉えて法人税を課税する新たな制度です。国税庁は、承認申請や連結申告などが適正に行われるように、制度の広報、事前照会への対応、承認申請の審査を行うなど、事務処理体制を整備して、円滑な執行に努めています。

連結納税に関する承認申請書の提出状況

	①申請件数(親法人数)		参 考	
	件	法人	③親・子 法人数合計 (①+②)	1グループ 当たり法人数 (③÷①)
平成14年(2002年) 9月末累計	164	2,732	2,896	17.7
平成15年(2003年) 6月末累計 (平成14事務年度提出分)	304	3,789	4,093	13.5
平成15年(2003年) 9月末累計	384	4,712	5,096	13.3

連結納税に関する申告状況

(平成15年 2003年 3月31日決算分)

連 結 申 告 の 状 況	申 告 件 数	134件
	黒 字 申 告 割 合	13.4%
	申 告 所 得 金 額	325億円
参 考	個 別 所 得 金 額	9,287億円

国際的租税回避スキームへの対応

経済取引の国際化によって、企業の国境を越えた事業活動が活発化しています。それとともに、各国における税制の差異や租税条約での取扱いの違いを巧みに利用し、我が国の課税ベースを不当に侵食する国際的租税回避の動きが顕在化しています。これらは、匿名組合契約、パートナーシップ^{*11}、LLC^{*12} (Limited Liability Company) などのさまざまな事業体や新たな金融手法を駆使し、複雑に仕組まれたスキームを用いています。

国税庁は、適正・公平な課税の実現、我が国の課税ベースの不当な侵食の防止という観点から、これを放置し、スキームにより回避された税金を最終的に善良な納税者に負担させないようにしたいと考えます。

国際的租税回避スキームについては、従来から、税務調査等により取引等の実態把握に努め、複雑な事実関係を解きほぐし、適用法令を精査して課税の適否を判定した上で、適正な課税に努めてきました。

こうした新しい課題に対処するため、1980年代より

主に大企業の国際取引を専門に調査する国際税務専門官を増員するなど、体制の充実、強化に取り組んできました。最近では問題が中小企業や個人の富裕層にも広がりを見せる中、平成14事務年度(2002事務年度)から、主要な国税局に「国際化対応プロジェクトチーム」を設置し、スキームの把握・実態解明や海外金融資産の保有などに関する情報の把握にも取り組んでいます。職員の能力を向上させるために、税務大学校において、外国の税法や租税条約、デリバティブ^{*13}、語学など、国際課税に関して長期間にわたり高度な研修を行うほか、各国税局においてもさまざまな実務研修を行っています。また、金融取引や租税回避スキームに精通した民間の専門家のノウハウを取り入れ、実態解明に取り組んでいくことも検討しています。

さらに、現行税法の法解釈では対応できないスキームや裁判で立法が必要とされたスキームについては、課税ベースを失うことを防ぐ観点から、できるだけ早期の税制改正を要望していきます。

【国際的租税回避スキームのタイプ】

国際的租税回避スキームには、個々の企業などがその活動に合わせてスキームを組むブティックタイプのものと、スキームを開発した者が不特定多数の企業などに販売するパッケージタイプのものがあります。ブティックタイプのスキームとしては、外国企業が我が国で不良債権買取事業や投資活動をするに当たって、租税条約を濫用するためにオランダに設立したペーパーカンパニーから投資するなどして、我が国の課税を免れようと

する事例があります。

また、パッケージタイプのスキームとしては、企業などが匿名組合や任意組合のような事業体を通じて航空機、タンカー、映画フィルム、海外不動産などの高額な減価償却資産を購入し、これをリースする取引が代表的です。リース料収入に比べて多額の減価償却費を先行計上するスキームです。

*11 パートナーシップとは、「利益を目的に共同事業者として事業を行う2名以上の者の団体」をいい、主に米国において共同事業に広く利用されています。一般に、2名以上の無限責任を負うジェネラル・パートナーで構成される「ジェネラル・パートナーシップ」と、業務を執行する無限責任ジェネラル・パートナーと業務執行に関与しない有限責任リミテッド・パートナーで構成される「リミテッド・パートナーシップ」の2つに分類されます。

*12 LLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)とは、米国各州が制定するLLC法に基づき、メンバーと呼ばれる有限責任の構成員のみで組織される会社をいいます。

*13 デリバティブとは、債券、株式、為替、金利などの取引をベースとして先物、オプション、スワップなどの金融技術を組み合わせた新しい金融商品をいいます。

申告納税制度

移転価格問題への対応

企業活動の国際化によって、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野において重要になってきました。例えば、我が国の親会社が海外の子会社に製品を輸出する際、その価格を低く設定することにより所得の海外移転が起こるなどの事例です。こうした問題に対処するため移転価格税制が整備されています。

一方、移転価格の問題は、多国籍企業グループにおける関連企業間の取引価格の設定という取引の基本となる問題であると同時に、多国籍企業の経営方針にも関係します。また、一般的に移転価格調査は、適切な価格を算定するために多くの資料と時間が必要であり、移転価格課税の結果生じる二重課税の解

決のために要するコストを考えると、この問題は企業に極めて大きな影響を与えることになります。

国税庁は、企業が移転価格課税を受けた場合の事務負担を軽減し、事業活動に関する課税の予測可能性を確保するために、その算定手法等を事前に確認する事前確認制度(Advance Pricing Arrangement: APA)を導入しています。

移転価格問題に関する最近の状況として、我が国企業の製造拠点の海外移管の増加に伴い、無形資産・役務提供に関係する取引^{*14}の重要性が高まっています。このような取引について、我が国親会社が海外子会社から適正な対価を受け取るよう、企業経営者にその重要性を認識していただく必要があります。

IT化への対応(電子商取引への対応)

通信手段の高度化や通信料の低減によりインターネットの利用が急増し、仮想商店街などインターネットを通じた個人間取引が広く行われるようになってきました。

国税庁は、このような電子商取引の取引自体に関する情報収集と取引当事者の把握に努めるため、全

国の国税局に「電子商取引専門調査チーム」を設置しています。このチームはプロバイダーをはじめとする電子商取引事業者等に対する情報収集を専門的かつ横断的に行い、収集した資料に基づいて税務調査を行ったり、調査手法等の開発や蓄積に取り組んでいます。

【OECD(経済協力開発機構)における議論】

OECDでは、国境を越えて行われる電子商取引の課税問題について議論が行われてきました。外国事業者からインターネットを通じて商品を買う場合、物が物理的に輸入されれば、税関を通るため、関税と消費税が課せられます。一方、外国事業者から直接デジタルコンテンツ(音楽、書籍等)をオンラインで購入する(配信される)場合、消費税が課せられなければ、中立性、歳入面で問題が生じます。これに関して、OECDは、B to B

(事業者対事業者)取引については、輸入事業者が国外からの仕入に関する消費税を税務署に自己申告することにより納税する方式を、また、B to C(事業者対消費者)取引については、国外の事業者が税務署に納税者として登録することにより納税する方式を提案しました。

EUでは、デジタルコンテンツに対する付加価値税の課税の仕組みとして、OECDが示した方針と同様の内容の理事会指令を採択し、2003年7月から施行しています。

*14 無形資産に関係する取引には、著作権や特許権のような法律上認められた権利や、法律上認められていなくてもノウハウや顧客リストのように重要な価値があるものの使用を許諾する取引などがあります。役務提供に関係する取引には、企業グループ内における経営・財務・業務・事務管理上の役務提供に関係する取引などがあります。

査察

一般の税務調査は、原則として納税者の同意を得て行う、いわゆる任意調査です。しかし、不正な手段を使って故意に税を免れた納税者には、正しい税を課すほかに、反社会的行為に対して刑事責任を追及するため、犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づき検察官に告発し、公訴することを求めます。これを査察制度といいます。査察制度は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、申告納税制度を守る最後の砦として、重要な使命を担っています。

近年、経済取引の広域化、国際化、高度情報化などによって、脱税手段が複雑・多様化していますが、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開などにより、大口で悪質な脱税者に対して、積極的な立件・告発に努めています。

平成15年度(2003年度)においては、201件の査察

調査に着手し、147件を検察官に告発しました。総脱税額は約336億円、告発事件1件当たりの脱税額は2億800万円となっています。着手件数、処理件数、告発件数は前年度に比べ増加したものの、告発率、総脱税額、告発事件1件当たりの脱税額は減少しています。

平成15年度(2003年度)における脱税の手口としては、売上を故意に隠したり、原価を不当に高く計上したりといったものが目立っていました。また、複数の国税局にまたがる広域的な脱税や、海外取引に関連した脱税なども見られました。

なお、平成15年(2003年)中に一審判決が言い渡された事件は133件で、すべての事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は15.6か月、罰金額は約3,200万円となっています。執行猶予の付かない実刑判決は6件出されました。実刑判決は昭和55年(1980年)以降毎年言い渡されています。

【査察調査の状況】

年度	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成15年度 (2003年度)	201件	202件	147件	33,613(30,600)百万円	166(208)百万円

(注)脱税額には、加算税を含む。

【査察事件の判決の状況】

年分	①判決件数	②有罪件数	②/①有罪率		1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当たり 罰金額
			うち実刑判決数				
平成15年分 (2003年分)	133件	133件	6件	100.0%	155百万円	15.6月	32百万円

(注)犯則税額とは、偽りその他不正の行為により免れた税額をいう。

4. 確実な税金の納付

自主納付態勢の確立

申告した税金は、国庫に確実に納付されて初めて歳入となります。平成14年度(2002年度)は、税務署に申告された国税の課税額約48兆円に対し、年度内に納められた税金は約46兆5,000億円であり、その割合は約97%でした。

国税では、納税者が自ら申告し、その税額を自ら納付書に書き入れて申告期限までに納付することになっています。従って、誤って納付期限を過ぎてしまうことがないように広報に努めるほか、継続的に申告・

納付を行う個人事業者の方には、預貯金口座からの振替納税が利用できることを案内しています。また、平成16年(2004年)からは、e-Taxによって自宅や事務所で国税の納付手続きができるようにするなど、納税者サービスの向上に努めています。

また、前回、期限を過ぎて納付した納税者には、次回の納付期限を文書で呼び掛けたり、誤って期限を過ぎてしまった方には、督促前に電話で連絡するなど、収納の確保に努めています。

滞納圧縮への取組み

滞納とは、国税が期限までに納付されていないことをいいます。平成15年度(2003年度)末における滞納残高は約2兆円となっています。滞納を放置すると、納期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間に不公平をもたらし、申告納税制度が目指す自主申告・自主納付という原則を揺るがしかねないことから、納税者の個々の実情も踏まえた上で、厳正な滞納処分に努めています。

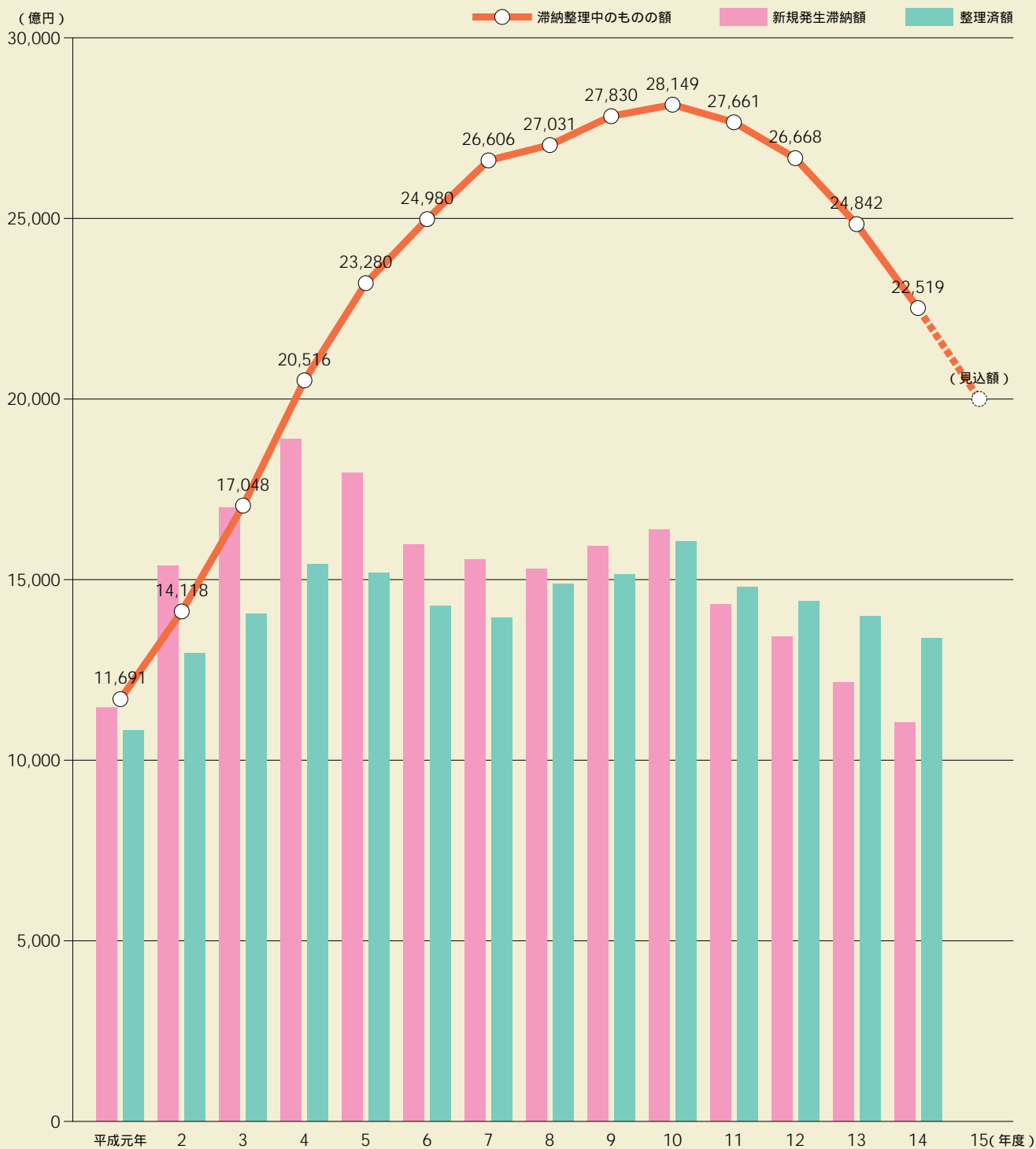
国税が滞納となり、督促状による督促をしても、なお納付されない時は、財産の差押えなどを行います。かつては、電話加入権や不動産の差押えが多く行われていましたが、電話加入権の価値や不動産価格の下落を反映し、預金や貸付金などの債権の差押えが増加しています。しかし、納税者が災害や病気、あるいは経済的事情による休廃業など、一時的に納付が

困難な場合には、納税を緩和する措置として、分割での納付を認めるなど、納税者の実情に即した対応を行います。

国税庁は、平成11年(1999年)以降、滞納の圧縮を当面の最重要課題の一つと位置付け、組織を挙げて滞納発生未然防止に取り組み、また、滞納整理に当たっては、預かり金的性格を有する消費税の滞納と大口・悪質な滞納に対して優先的・重点的な取組みを行っています。

また、滞納処分の執行を免れる目的で、財産を隠蔽したり処分するなどの特に悪質な滞納事案に対しては、国税徴収法第187条の滞納処分免脱罪の適用も視野に入れて取り組んでいます。滞納処分免脱罪が適用されると、その行為者には3年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられることとなります。平成8年(1996年)以降、3件について適用されています。

【租税滞納税額等の推移】



申告納税制度

納税コールセンター

納税コールセンターは、最新のコンピュータシステムにより自動的に滞納者へ電話をかけ、税務職員が、端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら、納付の催促を行っています。これまでの文書によ

る催促と比較して、完納に至る割合は4～5倍に上がり、滞納整理の効率化に役立っています。納税コールセンターは、平成14年(2002年)に東京局に導入され、その後、順次、大阪局、関東信越局に設置、平成16年(2004年)中に全国に拡大される予定です。

効率的な債権債務の管理

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が集中して発生します。この債権債務を、的確かつ効率的に管理するため、昭和41年(1966年)からシステム化を図ってきました。平成13年(2001年)にKSKシステムが全国の税務署に導入され、統一されたシステムで債権債務を管理しています。

また、税金の収納については、所得税を中心に年間約4,000万件の納付があります。これまでは、その大半が金融機関の窓口で納付されていました。この大量に発生する収納を効率的に処理するため、申告所得税の磁気テープ交換による口座振替、いわゆる振替納税^{*15}を導入して事務作業の合理化を図るとともに、日本銀行による納付書のOCR処理^{*16}など金融機関や日本銀行との連携によって合理化を図ってきま

した。還付金の支払いについても、各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、平成13年(2001年)に磁気テープによる還付金振込処理のペーパーレス化・集中化を開始し、効率的かつ迅速な処理を進めています。

e-Taxの導入によって、これまで税務署や金融機関の窓口でしか納付ができなかった税目についても、パソコンやATM等を使って納付が行えるようになり、一層効率的な事務処理が可能になりました。今後は、金融機関とも連携しながら、電子納税の普及拡大を図りたいと考えています。

国税の債権債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ的確な処理を行い、納税者に対する還付金の早期還付に努めるなど、サービス向上を図っていきます。

【マルチペイメントネットワーク】

金融機関では、ATMやインターネットを活用した銀行取引が盛んに行われる一方で、税や公金の納付については、従来、納付書や払込書を窓口を持ち込む方法しかありませんでした。そして、納付書や払込書に記載された金額を、金融機関は領収し、納付書などに記載された情報をしかるべき収納機関に伝達する事務を行ってきました。そこで書面での情報伝達をオンラインで行うため、金融機関と官公庁、民間企業の収納機関が平成12年(2000年)から税・公共料金収納のネットワー

ク化に向け、協議を行ってきました。このネットワークは、マルチペイメントネットワークと呼ばれ、電子納税のためのインフラの一つとなっています。

マルチペイメントネットワークは、平成13年(2001年)10月から民間の料金収納について稼働を開始し、平成16年(2004年)1月から一部の国庫金についても利用が可能となりました。国税については、3月22日から名古屋国税局管内の納税者について利用可能となり、6月1日から全国で利用が可能となりました。

*15 振替納税は、納税者が予め指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して引き落とすという方法によって行われます。申告が一時に集中する申告所得税では、納付書を大量に金融機関に送付する必要があり、金融機関、税務署の双方で、その入出力事務に膨大な事務が必要となるので、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、口座振替の処理を行って、その結果を送付した磁気テープに記録して返却してもらうという処理を行います。

*16 OCR処理(光学式文字認識処理)とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、これによりペーパーレス化を図ることができます。

5. 関係民間団体との協調

国税庁は、納税者に、申告納税制度の基本である正しい申告と納税を行っていただくために、正しい税知識の普及や公平な税負担の確保に努めていますが、あくまでも申告納税制度の主役は納税者です。

しかし、一般の納税者に、税法を隅から隅までご

理解いただくことは、現実にはなかなか困難です。そこで、納税者を支えるために、税理士制度が設けられ、また関係民間団体からもご協力をいただいています。

税理士

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場から、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の実現を図る公共的使命があり、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしています。

我が国の税理士は約6万7,000人で、税理士法人が約700社あります。税理士の業務、資格、権利、義務等は、税理士法に規定されており、税理士業務は、税務代理、税務書類の作成と税務相談を行うこととなっています。

【書面添付制度】

より円滑な申告納税を図るために、平成13年(2001年)6月に税理士法が改正され、平成14年(2002年)4月1日から施行されました。その改正により、税理士からの意見聴取制度が拡充されました。この新書面添付制度は、計算事項等を記載した書面が添付されている申告書を提出した納税者については、税務調査をしようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出

している税理士(法人)に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

国税庁は、この新書面添付制度を積極的に活用していただけるよう、より円滑な申告・納税を推進したいと考えています。



最新のコンピュータシステムを導入した納税コールセンター

申告納税制度

関係民間団体

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会、法人会、間税会など、関係民間団体を通じて納税者に伝わるよう努めてきました。

また、これらの関係民間団体は、誠実な納税者の団体として正しい申告と納税の実現に大きな役割を果たしています。



関係民間団体による確定申告書早期提出

【青色申告会】

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的に、個人事業者を中心とした青色申告者が自主的につくった団体です。現在では、全国に約4,200の会があり、約109万人の会員を擁しています。各青色申告会では、会員に対する記帳指

導や決算指導、研修会や会報誌による税知識の普及、また、会員以外の方への青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄の各地区青色申告会までお問い合わせください。

【法人会】

法人会は、帳簿の整備や税知識の理解と普及を図ることを目的として、自主的に結成された団体です。現在では都道府県単位の連合会を含め全国に483会を数え、会員数も約116万社となっています。各法人会では、役員や経営者、経理担当者などを対象とした税の講習会、

研修会や地域社会貢献活動を展開するなど、納税意識の向上と企業経営、社会の健全な発展に貢献するための幅広い活動をしています。詳しくは、(財)全国法人会総連合のホームページをご覧ください。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

【間税会】

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として、結成された団体です。現在は消費税を主とした間接税の納税者を中心に、全国に538団体、会員約10万9,000名を擁しています。間税会

は、間接税の税制や税の執行の改善のための提言活動や、消費税滞納防止のための活動なども行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページをご覧ください。

<http://www.kanzeikai.jp>

【納税協会】

納税協会は、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体で、前述の青色申告会と法人会の両団体と同様な活動を行っています。税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税意識の向上を図ることを目的とし、83の納税協会の下、会員数は個人・法人合わせて約31万人社となっています。各納税協会は、税知識の

普及等のため、税の広報活動や会員のニーズに応じた各種説明会・講習会や簿記教室の開催など、幅広い事業活動を行っています。詳しくは、全納税協会のホームページをご覧ください。

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

【納税貯蓄組合】

税金を期限内に完納するためには、資金繰りなども考え、計画的に納税資金を貯蓄するように心掛けておくことが大切です。納税貯蓄組合は、日ごろから納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、現在では9万9,000組合が組織されています。納税貯蓄組合は、納税資金の貯蓄を基にした所得

税、個人事業者に関係する消費税と地方消費税の振替納税の推進、消費税完納推進運動に努めています。また、税法研修会を実施したり、中学生を対象にした税の作文募集を行ったり、税知識の普及と納税意識の高揚のために幅広い活動を行っています。詳しくは、納税貯蓄組合のホームページをご覧ください。

<http://www.zennoren.jp>

所得税の確定申告書

【税金豆辞典 3】

- Q 「青色申告会」とか「青色申告」をすすめるポスターを見かけますが、なぜ「青色」なのでしょう？
- A 青色申告は戦後シャープ勧告^(注)により導入されたもので、正確な申告を奨励するために一定の帳簿書類を備え付けている納税者に限り、青色の申告書を認め、いくつかの特典を与えたものです。なぜ青色なのかということについては諸説あります。一つがアメリカで当時導入されていた制度が青色の申告書(blue return)を用いていたからとの説です。もう一つは、正確な申告 = クリーンなイメージということから、青色が選ばれたとの説です。

(注)シャープ勧告とは、戦後我が国の税制の全面的改革の基礎となる、アメリカのシャープ博士が中心となって行った勧告のことです。

権利救済

「異議申立て」「審査請求」「訴訟」
納税者の正当な権利・利益を救済するための制度です。

税務調査により更正処分などを受けた場合に、税務署と納税者との見解が対立し、納税者がその処分に不服がある時は、直接裁判所に訴訟を提起する前に、行政部内でこれを再審理する制度があります。この制度は納税者の正当な権利や利益を簡易に、かつ迅速に救済するための手続きで、「異議申立て」と「審査請求」があります。

処分に対して不服がある納税者は、まず異議申立てを税務署長などに起こすことを原則としています。一方、審査請求は、税務署長などからは独立した専門機関である国税不服審判所長に対して行うものです。

さらに、国税不服審判所長の裁決を経た後の処分に納税者が不服がある時は、一般の行政事件の場合と同様、裁判所に対して訴訟を起こすことができます。

異議申立て

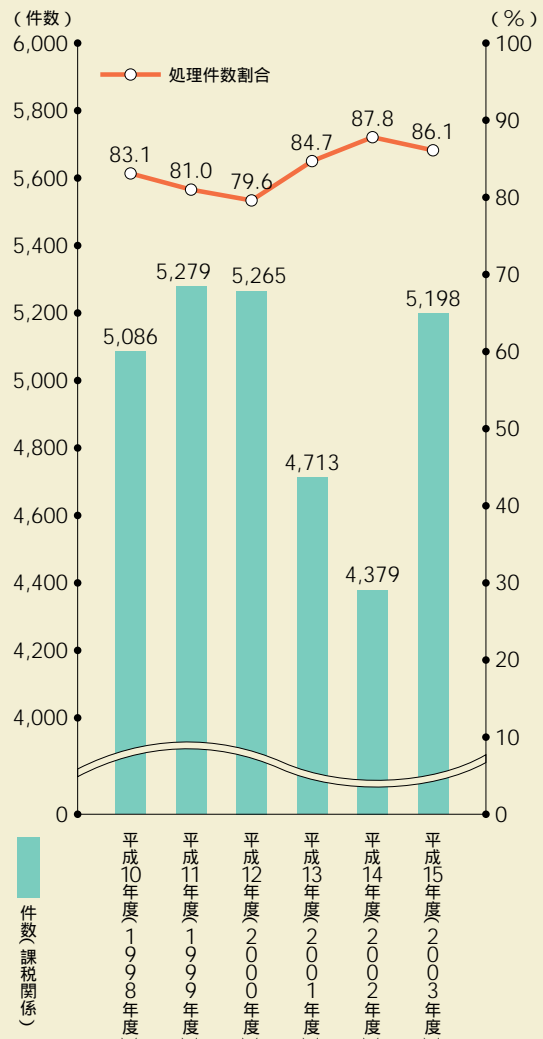
異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続きであり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

近年、経済取引の広域化、国際化などによる異議申立事案の複雑化に伴い、異議申立てに関する事実や法令解釈の困難なものが増加しています。このような状況に対応するため、国税庁は各国税局に審理課・審理官を設置し、また各種研修を通じて、調査能力に加え審理にも精通した職員を養成するなど、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できる体制づくりに努めています。この結果、近年の異議申立ての3か月以内処理割合は8割前後で推移しています。

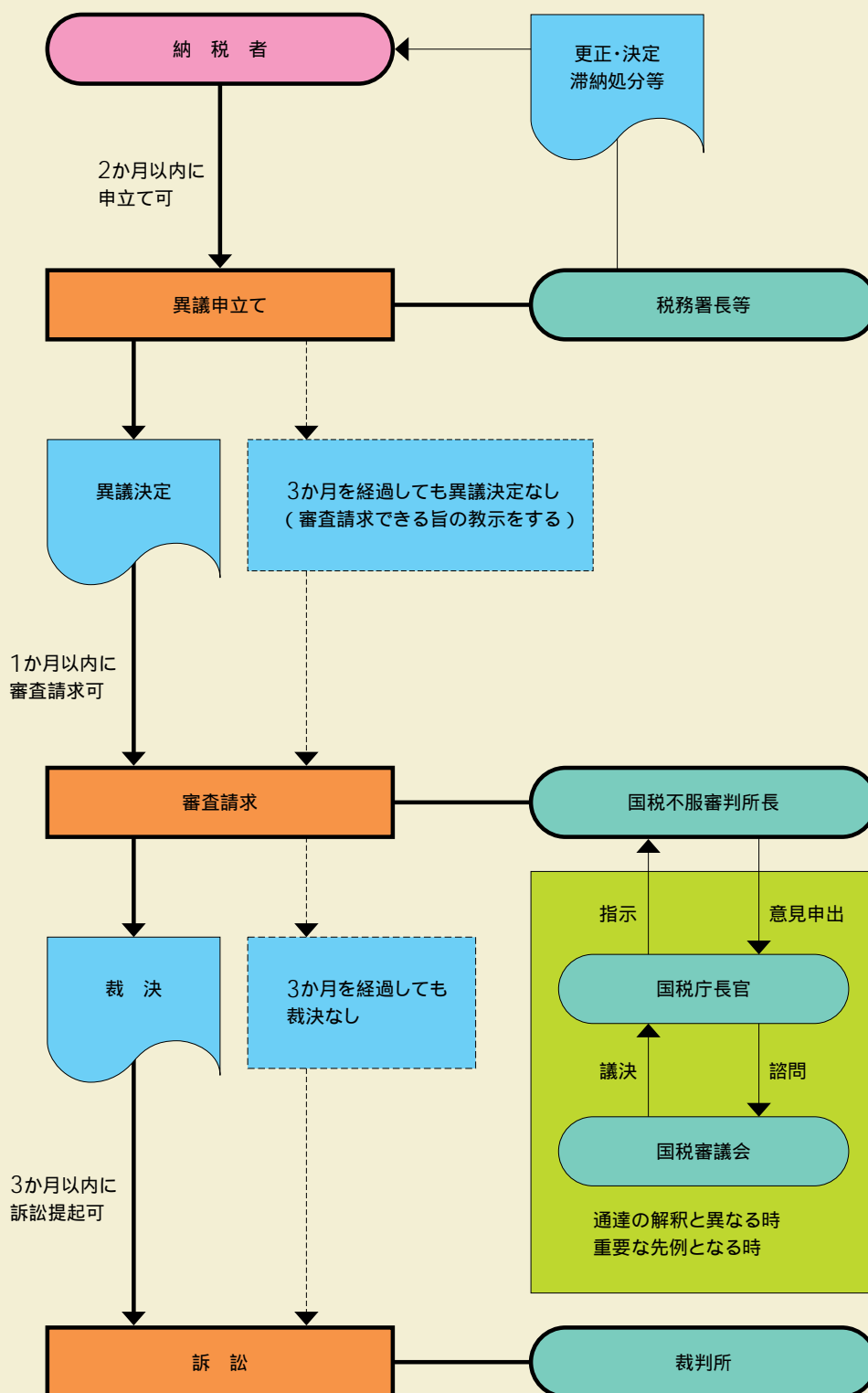
国税庁は、このような異議事務を的確に行うことに努め、調査段階において、全国各地の納税者が適正公平な課税の適用を受けられるよう、税法の正確な解釈に基づく全国均一的な執行に取り組んでいます。

平成14年度(2002年度)における課税関係の異議申立て処理件数は4,379件で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張が全部または一部認められた割合は約18%です。

【異議申立ての3か月以内の処理件数割合】
【異議申立て処理件数】



【不服申立て制度と訴訟の関係】



権利救済

審査請求

次に、前述の異議申立てに対する税務署長などの決定になお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対し「審査請求」を行うことができます。

国税不服審判所は、国税局や税務署から独立した第三者的な立場で納税者の正当な権利や利益を救済する機関です。そこでは専門的な知識と豊富な経験を持った国税審判官、国税副審判官、国税審査官が公正な立場で調査、審理に当たっています。なお、国税不服審判所長、東京と大阪支部の首席国税審判官などには、裁判官、検察官が就任しています。

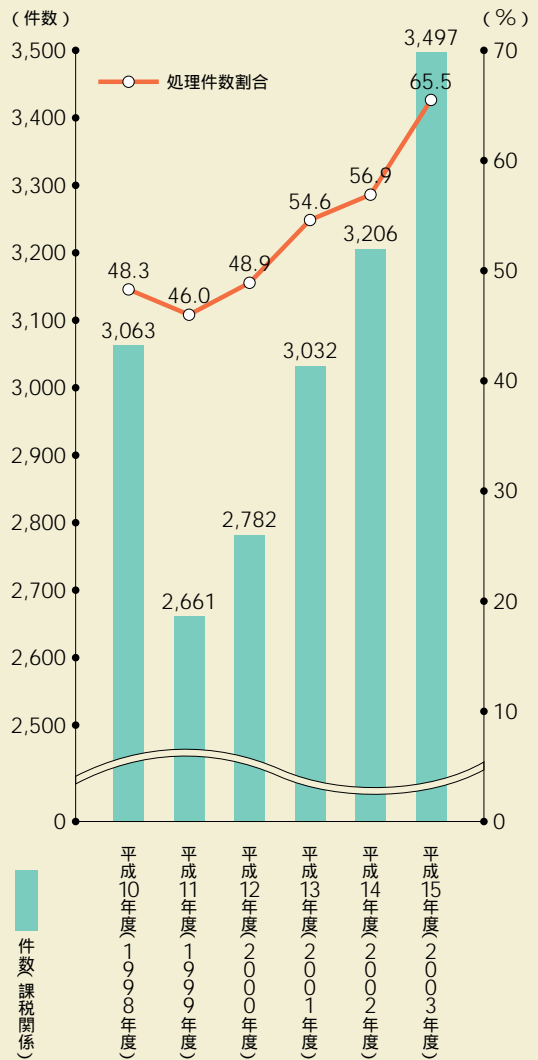
国税不服審判所は、審査請求人や税務署などと早期に接触し、双方の主張を十分把握した上で、当事者双方の主張を整理した「争点整理表」を作成して早期に争点を明確化します。その上で、争点について、双方の意見・主張を十分に聞き、必要に応じて自ら調査を行って、納税者の正当な権利・利益を簡易かつ迅速に救済するように努めています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分以上に納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、国税庁としての最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があっても訴訟を起すことはできません。

審査請求の裁決は、現在、原則1年以内に終わるよう努めています。平成14年度(2002年度)における課税関係の審査件数は3,206件で、このうち請求が全部または一部認められた割合は約15%です。

【審査請求の1年以内の処理件数割合】

【審査請求処理件数】



訴訟

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服がある時は、裁判所に対して訴訟を起こすことができます。国税庁としても、日々変化する社会経済情勢の中で生じるさまざまな税務上の問題について、裁判所から示された判断を受け止め、税務執行に反映させています。また、制度自体が、社会経済の変化に対応できていないために生じる問題については、立法当局に対し、法改正を求めています。

権利救済の状況

最近の権利救済の傾向を見ると、異議申立ては年間約4,500件で取消率は約15%、審査請求は、年間約3,000件で取消率は約15%であり、両者を合わせると異議申立てのあったもののうち約4分の1について税務署などが行った更正等の処分の全部または一部が見直されていることとなります。一方、これを税務署などが課税関係で申告内容に問題があると判

平成14年度(2002年度)における課税関係の訴訟提起件数は275件です。また、訴訟終結件数は232件であり、このうち納税者の主張の全部または一部が認められた割合は約12%となっています。ただし、第一審で納税者の主張が認められても、上級審においては国側の主張が認められることが相当あり、この割合が最終的なものではありません。最近の訴訟事件で、最終的に納税者の主張が認められたものは、各年10件前後です。

断したものの全体から見ると、納税者の主張が異議申立て、審査請求、訴訟において全部または一部が認められた割合は約0.4%、つまり税務署などが更正等を行った1,000件のうち4件程度となります。

また、国税庁や国税不服審判所は、権利救済制度に関する納税者からの理解を得るため、裁決事例などの情報を国税庁ホームページを通じて提供しています。

【納税者のさまざまな不満への対応】

国税庁に対しては、更正処分の不服、異議申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方などについて、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談など(以下苦情という)が寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者のさまざまな不満に正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応

に努めています。このため、最近発生した苦情の3日以内の処理割合は、約88%となっています。また、平成13年(2001年)7月からは納税者支援調整官を置き、納税者からのさまざまな不満のうち、その権利、利益に影響を及ぼすものについて、権利救済手続きを説明するなど適切に対応しています。

酒類行政の取組み

国税庁は、酒類業の健全な発達を目指して
施策を展開しています。

酒税は、明治政府設立以降、地租とともに大きな財源となり、一時地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税等の直接税のウェイトが高まり、平成15年度(2003年度)においては、租税収入等の合計に占める割合は4.0%(1兆7,330億円)となっています。しかし、景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも我が国の税体系において重要な役割を果たしています。

酒類業界は、2,841の製造業者と15万2,477の販売業者(平成14年度 2002年度末)からなり、その95%

超が中小企業により構成されています。酒類業界を取り巻く環境は、国民の健康問題・未成年者飲酒問題への対応、酒類販売業免許の規制緩和、消費者ニーズの多様化、IT化の進展といったことから、大きく変化しています。

こうした中、国税庁は、酒類業の健全な発達の促進を図ることを目的に、免許の厳正・的確な審査、未成年者の飲酒防止などの社会的な要請への対応、公正な取引環境の整備、中小酒類業者の経営活性化支援等に取り組んでいます。

免許の厳正・的確な審査

酒類業では、酒税の確実な徴収と消費者への円滑な転嫁のために免許制が採用されています。しかし、最近では、消費者の利便性の向上を図るため規制緩和を進めており、「規制緩和推進3か年計画(平成10年 1998年 3月閣議決定)に基づき、小売業免許について、距離基準^{*17}を平成13年(2000年)1月に廃止するとともに、人口基準^{*18}を段階的に緩和し、平成15年(2003年)9月に廃止しました。他方、規制緩和に伴い、酒類の需要に対して供給能力が著しく過剰となっているといった地域については、酒類小売業者

の経営の改善等に関する緊急措置法(以下緊急措置法)に基づいて緊急調整地域として指定し、平成15年(2003年)9月1日から16年(2004年)8月31日までの1年間、小売業免許の付与を制限しています。

緊急調整地域以外の地域では、人口基準廃止以前と比較し、小売業免許の申請が増加しています。これらの免許申請に対しては、平成15年(2003年)の酒税法改正により追加された、未成年者飲酒禁止法違反の有無などをはじめとする要件について、厳正・的確な審査を行っています。

*17 免許の申請者が販売場を設けようとする予定地が、既存の酒販店から一定の距離に満たない場合には、新規に免許を付与しないとする規制をいいます。

*18 地域における既存の酒販店1店舗当たりの居住人口が、一定の数を超えない場合には、新規に免許を付与しないとする規制をいいます。

社会的な要請への対応

未成年者の飲酒防止等の社会的な要請に応えるため、平成15年(2003年)酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の改正により、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任することが義務付けられました。同時に、酒類小売業者は、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めな

ければならないとされました。また、酒類の陳列場所に「酒類の売場である」、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」といった表示が義務付けられました。

社会的要請への対応については、酒類業界だけではなく、家庭、学校、地域社会、行政、それぞれの取組みが重要であり、関係省庁、酒類業者等との連携・協調を図りつつ取り組んでいます。

公正な取引環境の整備

酒類業を巡る公正な取引環境の整備^{*19}については、国税庁の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」と公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について(酒類ガイドライン)等の広報活動を、公正取引委員会と連携して行っています。また、取引状況等実態調査を実施し、改善を指導しています。こうした中、

酒類業界でも、自主的に「公正取引遵守宣言」を行い、実績の自己評価を公表するなどの取組みを行っています。

また、緊急措置法に基づき、酒類取引に関し、独占禁止法に規定する不公正な取引方法に当たる事実があると考えられる時は、国税当局から公正取引委員会に対し適切な措置をとるよう請求することとしています。

経営活性化支援等

中小酒類業者の経営を活性化するため、酒類小売業については、経営改善計画の実施、円滑な転廃業を支援する措置として、研修会・個別相談会の開催、設備資金の低利融資制度の創設、転業等支援相談

サイトの開設、モデル事業の指定などを実施しています。清酒製造業と酒類卸売業については、中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化事業への取組みなどに対し、各種支援を行っています。



消費者ニーズの多様化に対応する酒類業界

*19 仕入価格を下回るなど不当に安い価格で取引する「不当廉売」や、特定の取引先に対してのみ不当に有利な条件で取引する「差別対価」などの不公正な取引方法を排除し、自由で公正な競争が行われるよう指導等を行うことをいいます。

将来に向けた取組み

改正消費税や国際化への対応、
開発途上国への支援などを行います。

1. 改正消費税への対応

平成15年度(2003年度)の税制改正により、消費税について事業者免税点制度^{*20}の適用上限の引下げ、簡易課税制度^{*21}の適用上限の引下げ、総額表示義務規定の創設などの改正が行われ、平成16年(2004年)4月1日から適用されています。国税庁は、この消費税法の改正について広報、相談、指導といった種々の施策を順次実施しています。

特に、事業者免税点の引下げにより、平成17年分(2005年分)確定申告では、約140万の新たな課税事

業者が生じることが見込まれます。これらの事業者は、規模が小さく、これまで消費税の申告と納税の経験が少ないと考えられます。国税庁は、こうした納税者が、消費税の申告と納税を適正に行えるようにすることが、制度の円滑な定着にとって極めて重要であると考え、課税事業者届出書など各種の届出書の提出の呼び掛け、説明会の開催、個別の記帳指導など各種の施策にきめ細かく取り組んでいます。

【消費税の課税事業者の状況と改正消費税法の影響】

(単位:千件、%)

	平成12年度(2000年度)			改正消費税法の影響(注)		
	事業者数	課税事業者数	課税割合	事業者免税点制度の改正後の課税事業者数	簡易課税制度の改正に伴う影響事業者数 現行の簡易申告適用数	うち課税売上高5,000万円超
①個人	3,256	537	16.5%	1,419	313	102
②法人	2,676	1,719	64.2%	2,200	750	463
③合計	5,933	2,255	38.0%	3,619	1,063	565

(注)出典は政府税制調査会資料

*20 事業者は消費税の納税義務がありますが、消費税が課税される売上高が1,000万円(改正前3,000万円)以下の事業者は納税義務が免除されています。これを事業者免税点制度といいます。

*21 消費税の納付税額は、売上に対する消費税額から仕入等に含まれる消費税額を控除して算出することが原則ですが、消費税が課税される売上高が5,000万円(改正前2億円)以下の事業者は、売上に対する消費税額に業種に応じた一定の仕入率を乗じて簡易に消費税額を算出することができます。この制度を簡易課税制度といいます。

2. 国際化時代の税務行政

国際的な取引に関わる納税者のコンプライアンスの維持・向上を図るには、各国の間の課税ルールの違いによる二重課税リスクを排除するなどの対応が必要であり、このため、国際取引について各国共通のルールを整備し、各国税務当局間の協力や経験の共

有を図る必要があります。これは、我が国のみならず各国税務当局にとっても重要な課題となっており、国税庁は、各国税務当局とともに主として以下のような施策を行っています。

共通の課税ルールの整備

国際取引が増加し、またIT化などにより新たな取引形態が拡大する中で、各国の課税ルールが異なることがあります。このため、税務行政が二重課税リスクを十分に排除できなければ、円滑な取引を妨げることになり、ひいては国際取引を行う納税者のコンプライアンスの維持が困難になります。そこで、各国の税務当局とともに国際取引に関する共通の課税ルールの整備に取り組んでいます。

租税条約モデルの見直し等

OECD租税委員会を中心に、従来から租税条約モデルの見直しを随時行い、国家間で締結される租税条約の共通化や新しいルールづくりに取り組んでいます。例えば、国際的企業の子会社や支店が親会社や本店と異なる国にある場合、子会社や支店によって生じた所得の認定は、各国の税収の配分にかかわる問題であり、二重課税が生じる可能性があります。OECD租税委員会は、このような問題に関するルールの整備などについて検討作業を行っています。

電子商取引への課税

IT化が進むにつれて、インターネットを利用した国際取引が急速に拡大しています。しかし、インターネット取引は、消費者の住んでいる国に、注文を受けたり代金の受払いを行う事務所がない場合でも、外国の本社に直接注文を行ったり、支払いは銀行の口座から引き落とす形で、決済を行うことも可能です。こうしたインターネットを通じた国際取引に関する国際的な課税ルールについて、OECD租税委員会や関連の国際会議において検討しています。

有害な租税競争の排除

各国が外国資本を自国に誘致するために、金融・サービス産業などに対する税の過度の引下げ(税制上の優遇措置)を行うと、結果として労働、資産、消費に対する課税が相対的に重くなり、各国の財政基盤に悪影響を及ぼし、また、企業の投資行動にも歪みを生じることになります。そこで、OECD租税委員会は、このような行き過ぎた税の引下げ競争を行っている国・地域のリストを作成・公表することにより、その是正を図る努力を行っています。

将来に向けた取組み

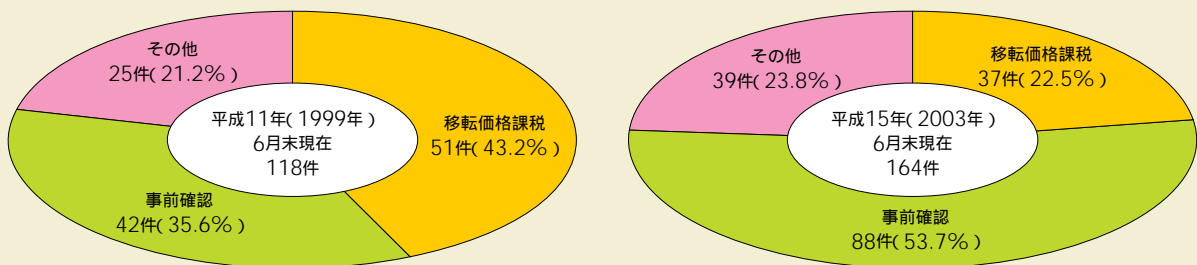
国際的な二重課税の防止

国際取引において生じた所得がどの国に帰属するのか、その解釈が国によって異なる時、移転価格課税や源泉所得課税等を通じて企業が二重課税を受けるリスクが高まります。このような二重課税については、租税条約に基づいて、税務当局間で相互協議を行うことにより、その解決を図っています。企業活動が国際化することで、こうした国際的な二重課税のリスクが高まってきており、相互協議が必要な事例は年々増加しています。国税庁は、事案の適切な解決を図り、できる限り事務を効率化し、迅速に処理するよう努めています。

とりわけ、移転価格課税に関連する企業の事務負担を軽減するとともに、企業経営の予測可能性を確保するため、国税庁は租税条約で認められた相互協議の制度を利用した二国間事前確認(Bilateral APA: BAPA)を積極的に実施しており、企業の利用件数も増加しています。

なお、平成15年(2003年)9月には、納税者に我が国の事前確認制度についての理解を深めていただき、同制度の利用をさらに推進することを目的として、事前確認手続きの概要や、これまでの事前確認事案に関する実績を示した「事前確認の状況(APAレポート)」を公表しました。国税庁のホームページにも掲載しています。

【相互協議事案の事案タイプ別件数】



【新日米租税条約の適切な運用】

企業が国際的な経済取引を行っている場合には、各国の税制の違いにより、二重課税が生じることがあり、これを排除するため租税条約が結ばれています。我が国はこれまで45の条約を締結しています。

平成16年(2004年)3月に批准された新日米租税条約は、旧日米租税条約の内容を全面的に改めるものです。日本と米国の緊密な経済関係を背景として、積極的に投資交流の促進を図り、あわせて租税回避防止のための措置をとることなどを定めています。

例えば、米国の子会社から受け取る配当や米国企業

から受け取る使用料については、これまで米国で源泉徴収課税されていましたが、OECDモデル条約^{*22}の考え方になって、この投資先の国での課税が免除されることとなっています。また、日米租税条約の適用が本来予定されていない第三国居住者による条約の濫用を防止するための規定など、これまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれています。

平成16年(2004年)7月から適用される新条約を適切に運用していくことは、適正・公平な課税を実現する上で、非常に重要であると考えています。

*22 OECDモデル条約は、2国間で租税条約を新たに締結したり、既存の条約を改定する際の雛型になっているものです。加盟国がOECD租税委員会で継続的に議論を行い作成しています。1977年に制定され、その後、1992年、1994年、1995年、1997年、2000年に改訂されています。

国際的な租税回避への対応

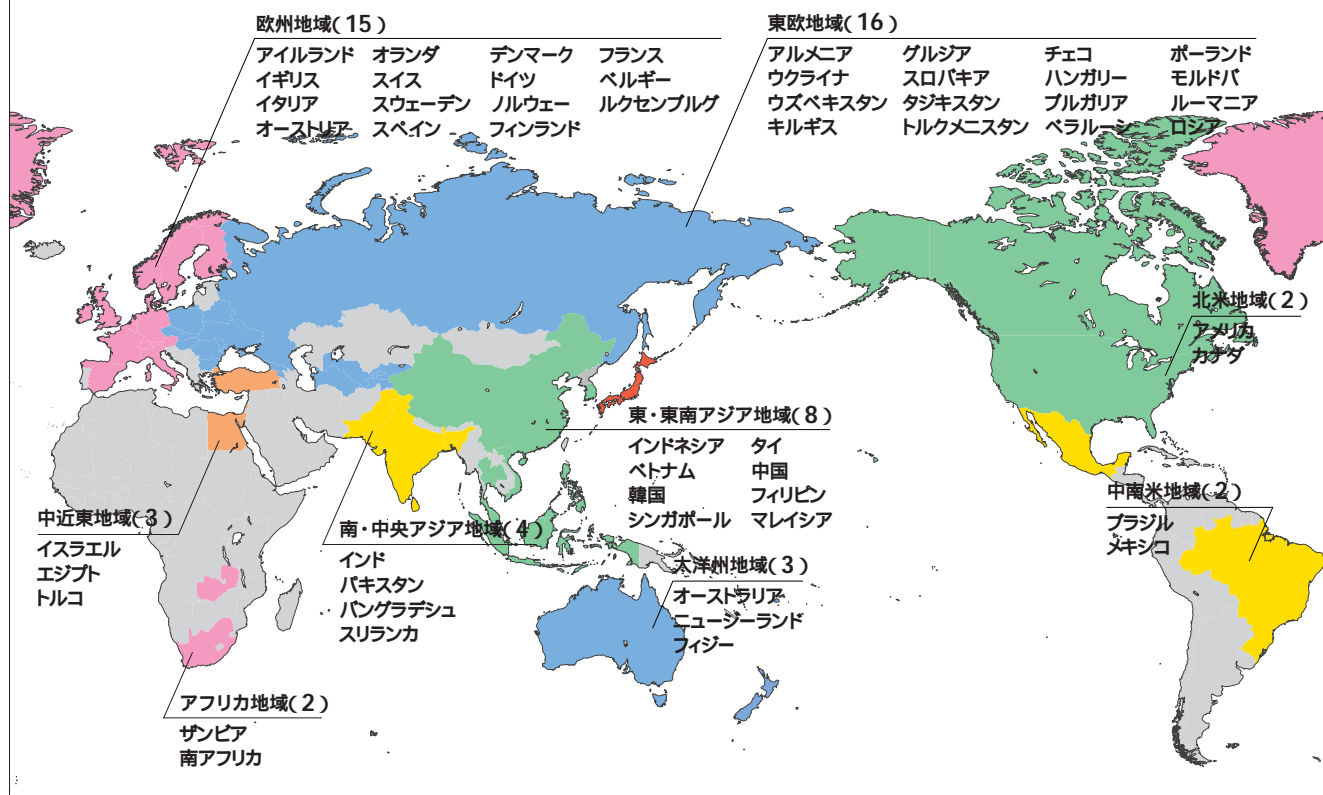
国際取引に関する二重課税リスクが高まる一方で、租税条約の特典を濫用した租税回避スキーム等により、どこの国からも課税を受けない課税の空白が発生する問題も生じています。こうした国際的な租税回避を防止し、自国の課税権を確保するために、各国はそれぞれ国際課税に対する取組みを強化していますが、経済活動が国際化している状況の下で、適正な課税を実現するためには国外の情報を適切に収集することが不可欠です。そこで、各国税務当局は、租税条約に基づいて必要な情報を提供し合うなど、協力関係を深める努力を行っています。こうした国際的な情報交換に積極的に協力していくため、平成15年度(2003年度)の税制改正により、租税条約に基づいて相手国からの情報提供要請があった場合に迅速に対応できるよう、新たな質問検査権を創設しました。

国際課税の問題は、従来は「どの国が課税するか」という課税権の調整の問題でしたが、現在では、「どこの国からも課税されない」租税回避スキームへの対応が重要な問題となっています。各国税務当局の会合でも、「どこの国においても課税されないような巧妙な租税回避スキーム」は、二重課税排除の問題と同様に各国が協力して取り組んでいくべき課題である、という共通認識が得られています。

【租税条約に基づく情報交換件数】

	平成10事務年度 (1998事務年度)	平成14事務年度 (2002事務年度)
情報交換件数	175千件	237千件

【我が国の租税条約ネットワーク】45条約、55か国適用 / 平成16年(2004年)5月現在



将来に向けた取組み

【税務当局間の国際会議】

税務当局間の協力関係を深めるため、長官レベルを含め、さまざまな会合が開かれています。主な多国間・二国間の国際会議は以下のとおりです。

アジア税務長官会議(SGATAR)

アジア地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換等を目的として、昭和46年(1971年)に設立された会議です。現在、13か国・地域の税務当局が加盟しています。なお、加盟国以外にも広く情報提供を行うことを目的に、我が国が提案した「加盟各国の税務行政等についての基礎データを共有するためのプロジェクト」により、加盟国の税務行政についての基本情報が共通の様式にまとめられました。現在、国税庁のホームページで閲覧できます。

環太平洋税務長官会議(PATA)

環太平洋4か国(日、加、米、豪)の税務当局が参加する会合で、税務上の共通課題などについて意見交換を行うことを目的に、昭和55年(1980年)に設立されました。平成15年(2003年)3月には当会議の成果の一つとして、加盟国による移転価格調査を円滑に行うため、国際取引等に関する資料の統一的なリスト(PATA加盟国当局が示した移転価格調査資料の共通リスト)が作成され、国税庁のホームページでも日本語で閲覧できます。

OECD租税委員会関係会議

OECDは、国際的に共通な課税ルールを整備する上で中心的な役割を果たしています。さらに、税務行政上のさまざまな課題について検討部会を組織し、加盟国税務当局の専門家同士による意見交換を行って、各国の経験の共有化を図っています。また、平成16年(2004年)1月には各国税務当局が参加するフォーラム^(注)が創設され、税に関する社会のモラルをどう維持するか、どのような手法によって納税者の利便性を向上させていくのか、納税者とのコミュニケーションをどのように促進していくか等について、積極的な意見交換がなされました。

(注)平成16年(2004年)1月にスペインのセビリアにおいて、OECD税務行政フォーラム(FTA)が開催され、OECD加盟国を含め39か国の税務執行を担当する当局が参加しました。

日中・日韓税務長官会合

近隣国であり、経済的なつながりが強い中国や韓国の税務当局とは、毎年両国の長官による二国間会議を開催しています。会議では、税務行政に関するそれぞれの関心事項について意見交換を行い、税務行政の相互理解と協力関係の推進を図っています。

開発途上国に対する知的支援

開発途上国における税制及び税務行政が改善され、向上していくと、財政基盤も改善され、結果として、これらの国の経済発展に貢献することとなります。また、課税ルールについて開発途上国と我が国の税務当局が共通の認識を持つことにより、課税問題の

発生が未然に防止されること、相互協議などが迅速に進展することなどが期待できます。こうしたことから、中国やアセアン諸国などへの専門家派遣や、国内における研修の実施など、開発途上国に対する知的支援に積極的に取り組んでいます。



税務大学校において開発途上国の人々への研修を実施



アジア太平洋地域の13か国・地域の税務当局が参加したアジア税務長官会議(SGATAR)



環太平洋4か国(日、加、米、豪)の税務当局が参加した環太平洋税務長官会議(PATA)

租税収入・予算	43
申告・課税状況	44
調査状況	45
査察	46
滞納圧縮	46
権利救済	47
税務相談	48
国際課税	48
納税者満足度	48

租税収入・予算

【平成14年度(2002年度)租税及び印紙収入予算・決算額】

(百万円)

税目	予算額	決算額
源泉所得税	12,933,000	12,249,159
申告所得税	2,898,000	2,563,068
法人税	11,174,000	9,523,438
相続税	1,530,000	1,452,891
消費税	9,825,000	9,811,538
酒税	1,735,000	1,680,396
たばこ税	848,000	844,101
揮発油税	2,134,000	2,126,266
石油ガス税	14,000	14,162
航空機燃料税	91,000	90,102
石油税	480,000	463,445
自動車重量税	840,000	847,977
関税	860,000	793,642
とん税	9,000	8,725
その他	1,000	546
印紙収入	1,444,000	1,363,750
小計	46,816,000	43,833,205
地方道路税	304,300	303,490
石油ガス税(譲与分)	14,000	14,162
航空機燃料税(譲与分)	16,500	16,382
自動車重量税(譲与分)	280,000	282,659
特別とん税	11,300	10,907
原油等関税	38,000	41,470
電源開発促進税	376,700	376,791
揮発油税	710,200	710,200
たばこ特別税	255,800	254,968
総計	48,822,800	45,844,234

*どの期間の計数であるかは、各計表の標題もしくは右上に表示した。

「年度」は会計年度を示し、「事務年度」は年7月から翌年の6月末までの期間を示す。また、「年分」とは、所得税確定申告などの年(暦年)分申告を示す。

*「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれる。

【平成15年度(2003年度)国税庁予算額】

(百万円)

項 目	予 算 額
KSK関連経費等	62,087
納税者利便向上経費 *1	11,171
国際化対策経費	594
職場環境整備経費 *2	6,755
税制改正関係経費	5,628
税務諸用紙・通信費	21,387
庁局署一般経費 *3	42,371
税務大学校経費	2,807
国税不服審判所経費	491
酒類総合研究所経費	1,309
小 計	154,601
人 件 費	568,620
国税庁予算合計	723,221

*1 「納税者利便向上経費」には、電子申告システム整備費、申告書作成コーナー・タッチパネル関連経費が含まれている。

*2 「職場環境整備経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれる。

*3 「庁局署一般経費」には、アルバイト賃金、旅費、記帳指導謝金、広報広聴に関する経費などが含まれる。

申告・課税状況

【所得税納税者の状況】(平成15年分 2003年分)

(万人)

① 総人口	12,744
② 就業者数	6,330
③ 所得税の確定申告数 *	2,139
④ 還付申告 *	1,094
⑤ 納税申告 *	693
⑥ 申告納税者のうち給与所得の源泉所得税のある者	284
⑦ 給与所得者数	4,239
⑧ 給与所得者のうち年末調整のみによる納税者(-)	3,955
⑨ 納税者数(⑤+⑧)	4,648
⑩ 納税者割合(⑨/②)	73.4 %

*③、④及び⑤は、平成15年分(2003年分)、他は平成14年分(2002年分)計数である。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成14事務年度 2002事務年度)

(千件)

(億円)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
給与所得	3,906	96,453
退職所得	-	3,414
利子所得等	45	10,492
配当所得	129	10,665
上場株式の譲渡所得等	-	1,237
特定口座内保管上場株式の譲渡所得等	2	80
報酬・料金等	3,222	10,873
非居住者等所得	24	4,033
合 計	7,328	137,245

* 源泉徴収義務者数は、平成15年(2003年)6月末現在の計数である。

【法人数の状況・法人税の申告状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

法人数	2,896千件
申告件数	2,723千件
申告割合	89.0 %
黒字申告割合	30.3 %
申告所得金額	350,299億円
申告欠損金額	330,116億円
税額	93,500億円

* 法人数は、平成15年(2003年)6月末現在の計数である。

【相続税の課税状況】(平成14年分 2002年分)

死亡者の数	982,379人
課税対象となった被相続人の数	44,370人
納税者数(相続人の数)	134,294人
課税価格	106,397億円
税額	12,863億円

【贈与税の課税状況】(平成14年分 2002年分)

課税人員	360,594人
取得財産価額	12,685億円
税額	692億円

【消費税の課税状況】(平成14年分 2002年分)

		(千件)		(千円)	
		納付	還付		
申告件数	個人	456	15		
	法人	1,571	85		
	合計	2,027	99		
税額		95,349億円	15,456億円		

【酒類の課税状況・生産状況】(平成14年分 2002年分)

区分	生産量	課税額	
		(千ℓ)	(百万円)
清酒	633	113,891	
合成清酒	40	4,572	
焼酎	827	206,573	
みりん	100	2,272	
ビール	4,300	952,837	
果実酒類	89	15,544	
ウイスキー類	89	46,737	
スピリッツ類	53	7,764	
リキュール類	558	53,064	
雑酒	2,626	278,929	
合計	9,314	1,682,183	

*「雑酒」には、「発泡酒」を含む。

調査状況

【申告所得税の調査状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		(千円)	(億円)	(千円)	(億円)
実地調査	74	5,033	6,845	1,059	1,440
簡易な接触	695	3,532	508	210	30
合計	768	8,565	1,115	1,269	165

*「簡易な接触」とは、電話または納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいう。

【源泉所得税の調査状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

		(千件)	(千円)	(億円)
接触件数	非違件数	追徴税額		
183	47	741		

【法人税の実地調査状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		(千円)	(億円)	(千円)	(億円)
法人全体	122	15,555	12,793	4,173	3,432
調査部 所管法人	5	8,388	171,927	2,259	46,300

【消費税の調査状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

	件数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			(千円)	(千円)
個人	39	27	171	438
法人	109	57	666	609

【相続税の実地調査状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		(千円)	(千円)	(億円)	(千円)
11	10	3,748	36,847	922	9,751

【法定資料収集枚数】(平成14事務年度 2002事務年度)

(千枚)

給与源泉徴収票	20,043
利子支払調書	928
配当支払調書	2,635
公的年金等の源泉徴収票	28,653
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	7,441
株式等の譲渡の対価の支払調書	6,315
その他	25,981
合 計	91,996

査 察

【査察調査の状況】(平成15年度 2003年度)

(件) (件) (件) (億円) (千円) (億円) (千円)

着手件数	処理件数	告発件数	脱税額 (総額)		脱税額 (告発分)	
			1件当たり	1件当たり		
201	202	147	336	166,400	306	208,166

【大口事案の状況】(平成15年度 2003年度)

(件) (件) (件)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
147	21	15

【告発事件の税目別状況】(平成15年度 2003年度)

(件) (億円) (千円)

税 目	件 数	脱税額 (総額)	
		1件当たり	1件当たり
所得税	32	38	118,814
法人税	104	223	214,055
その他	11	45	412,429
合 計	147	306	208,166

滞納圧縮

【1億円以上の滞納中のものの業種別状況】

(平成15年度 2003年度 末)

(人) (%) (億円) (%)

業 種	人 員	税 額	
製造業	83	172	3.2
販売業	126	431	8.0
不動産・建設業	550	1,428	26.5
料理飲料業	98	189	3.5
金融業	38	113	2.1
その他の事業	495	1,313	24.4
その他	582	1,733	32.3
合 計	1,972	5,379	100.0

*「その他の事業」とは、病院(医師)、サービス業、レジャー産業等をいう。「その他」とはサラリーマン、年金所得者等をいう。

【差押えの状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

(人) (件) (百万円)

	滞納者数	物件数	評価額
動産	357	4,921	2,669
債権	36,322	51,284	141,447
不動産等	10,253	40,319	299,275
その他	5,690	92,824	4,270
合 計	52,622	189,348	447,661

権利救済

【異議申立の状況】

区 分	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(件)	(%)	(%)
	非違件数	異議申立 件数	新規申立件数		処理済件数	請求容認件数		
	①		②	割合②/①	③	④	割合④/①	割合④/③
課税関係	288,000	5,836	4,727	1.6	4,379	770	0.27	17.6
徴収関係	52,622	484	392	0.7	430	4	0.01	0.9
合 計	340,622	6,320	5,119	1.5	4,809	774	0.23	16.1

【審査請求の状況】

区 分	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(件)	(%)	(%)
	非違件数	審査請求 件数	新規請求件数		処理済件数	請求容認件数		
	①		②	割合②/①	③	④	割合④/①	割合④/③
課税関係	288,000	6,103	2,622	0.9	3,206	494	0.17	15.4
徴収関係	52,622	308	201	0.4	197	6	0.01	3.0
合 計	340,622	6,411	2,823	0.8	3,403	500	0.15	14.7

【訴訟事件の状況】

区 分	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(件)	(%)	(%)
	非違件数	訴訟 件数	第一審提起件数		終結件数	敗訴、一部敗訴件数		
	①		②	割合②/①	③	④	割合④/①	割合④/③
課税関係	288,000	679	178	0.1	232	27	0.01	11.6
徴収関係	52,622	174	71	0.1	107	6	0.01	5.6
合 計	340,622	861	254	0.1	346	33	0.01	9.5

- * 「①非違件数」は平成14事務年度(2002事務年度)の下記の計数である。
 - ・「課税関係」は、申告所得税、源泉所得税、法人税、消費税及び相続税の実地調査を行った非違件数の合計
 - ・「徴収関係」は、新たに財産差押えを行った滞納者の数
- * 異議申立及び審査請求の計数は平成14会計年度(2002会計年度)の計数である。
- * 訴訟事件の計数は平成14会計年度(2002会計年度)の審級別合計の計数である。

税務相談

【税務相談室における税務相談の受理件数及び

タックスアンサーの回答件数】(平成15年度 2003年度)

(千件)

税務 相 談 件 数	所得税	1,535
	法人税	214
	資産税	768
	消費税	114
	その他の間接諸税	47
	徴収	45
	その他	263
	計	2,986
	タックスアンサーの回答件数	20,471
合 計	23,457	

【相談の多い項目上位5位】

(面接・電話による相談)(平成15年度 2003年度)

(千件)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	申告義務・申告手続き等	264
2	所得税	所得区分・計算	145
3	所得税	申告書・決算書等書き方	135
4	所得税	医療費控除	128
5	所得税	還付申告	124

【タックスアンサー】(平成15年度 2003年度)

(千件)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	医療費を支払った時(医療費控除)	398
2	所得税	医療費控除の対象となる医療費	330
3	所得税	配偶者の所得に応じて受けられる特例(配偶者特別控除)	283
4	所得税	確定申告	245
5	所得税	扶養控除	226

【税務相談室における苦情事案の受理件数】

(平成15年度 2003年度)

(件)

所得税	741
法人税	462
資産税	153
消費税	64
その他の間接税	20
徴収	107
その他	471
合 計	2,018

国際課税

【海外取引の把握状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

海外不正所得件数	117件
海外不正所得金額	266億円

参考：1件当たり海外不正所得227百万円

【移転価格の執行状況】(平成14事務年度 2002事務年度)

処理件数	62件
課税所得金額	725億円

参考：1件当たり課税所得12億円

納税者満足度

(平成14事務年度 2002事務年度)

(%)

項目	上位評価割合	
職員の対応態度	80.4	
税務署の利用しやすさ	56.6	
国税の広報に関する評価	29.9	
国税の広聴に関する評価	71.6	
税務相談室における 相談満足度	面接	87.9
	電話	67.6

* 納税者満足度調査結果は、平成14年(2002年)7月から平成15年(2003年)6月の特定日(4日間)に、全国524の税務署において来署した納税者に対して実施したアンケート調査に基づいている(アンケート回収枚数は113,286件)。

* 上位評価割合とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」及び「やや良い」)を得た割合を示す。



国税庁 レポート 2004

2004年6月発行

編集・発行 国税庁

〒100-8978

東京都千代田区霞ヶ関3丁目1番1号

TEL.03-3581-4161(代表)

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

国 税 庁